

衆議院

第百五十九回国会 武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会議録 第十四号

平成十六年五月十二日(水曜日)

午後一時一分開議

出席委員

委員長 自見庄三郎君

理事 石崎 岳君

理事 久間 章生君

理事 首藤 信彦君

理事 前原 誠司君

理事 赤城 徳彦君

理事 植竹 繁雄君

理事 遠藤 利明君

理事 佐藤 錬君

理事 柴山 昌彦君

理事 田中 英夫君

理事 中西 一善君

理事 仲村 正治君

理事 林田 彪君

理事 森岡 正宏君

理事 大島 章宏君

理事 鎌田さゆり君

理事 末松 義規君

理事 中川 正春君

理事 仲野 博子君

理事 榑崎 欣弥君

理事 松崎 公昭君

理事 渡辺 周君

理事 大口 善徳君

理事 赤嶺 政賢君

北村 誠吾君

増原 義剛君

平岡 秀夫君

遠藤 乙彦君

岩屋 毅君

江崎洋一郎君

大村 秀章君

塩谷 立君

菅原 一秀君

谷 公一君

中山 成彬君

鳩山 邦夫君

宮澤 洋一君

山口 泰明君

奥村 展三君

川端 達夫君

武正 公一君

中塚 一宏君

長島 昭久君

細野 豪志君

松本 剛明君

上田 勇君

榑屋 敬悟君

阿部 知子君

麻生 太郎君

川口 順子君

谷垣 禎一君

坂口 力君

細田 博之君

国務大臣
(国家公安委員会委員長)

国務大臣
(防衛庁長官)

国務大臣
(金融担当)

国務大臣
(経済財政政策担当)

国務大臣
(事態対処法制担当)

防衛庁副長官

外務副大臣

財務副大臣

防衛庁長官政務官

国土交通大臣政務官

政府参考人
(内閣官房内閣審議官)

政府参考人
(内閣府政策統括官)

政府参考人
(警察庁警備局長)

政府参考人
(防衛庁防衛参事官)

政府参考人
(防衛庁防衛局長)

政府参考人
(防衛施設庁施設部長)

政府参考人
(金融庁総務企画局審議官)

政府参考人
(外務省北米局長)

政府参考人
(外務省条約局長)

政府参考人
(財務省主計局次長)

政府参考人
(財務省国際局長)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房技術総括審議官)

小野 清子君

石破 茂君

竹中 平蔵君

井上 喜一君

浜田 靖一君

逢沢 一郎君

山本 有二君

嘉数 知賢君

鶴保 庸介君

大石 利雄君

中城 吉郎君

瀬川 勝久君

大井 篤君

飯原 一樹君

戸田 量弘君

大久保良夫君

海老原 紳君

林 景一君

佐々木豊成君

渡辺 博史君

上田 茂君

政府参考人
(厚生労働省健康局長)

政府参考人
(厚生労働省社会・援護局長)

政府参考人
(国土交通省航空局長)

政府参考人
(海上保安庁長官)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行経営企画室審議官)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(日本銀行総裁)

田中 慶司君

小島比登志君

石川 裕己君

深谷 憲一君

福井 俊彦君

谷村龍太郎君

前田 光政君

委員の異動

五月十二日

辞任

岩國 哲人君

東門美津子君

同日

辞任

仲野 博子君

阿部 知子君

補欠選任

岩國 哲人君

東門美津子君

五月十二日

有事関連法案反対に関する請願(赤嶺政賢君紹介(第二一六五号))

は本委員会に付託された。

五月十二日

有事法制反対に関する陳情書(新潟県長岡市宮内三の六の四鳥越健一外三十四名(第一〇二号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案(内閣提出第九八号)

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案(内閣提出第九九号)

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案(内閣提出第一〇〇号)

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案(内閣提出第一〇一号)

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案(内閣提出第一〇二号)

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案(内閣提出第一〇三号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書II)の締結について承認を求めるの件

めるの件(条約第二二号)

○自見委員長 これより会議を開きます。

本委員会に付託されております。内閣提出、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案等武力攻撃事態等への対処に関連する七法律案及び日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件等条約三件を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案件審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官大石利雄君、内閣府政策統括官中城吉郎君、警察庁警備局長瀬川勝久君、防衛庁防衛参事官大井篤君、防衛庁防衛局長飯原一樹君、防衛施設庁施設部長戸田弘君、金融庁総務企画局審議官大久保良夫君、外務省北米局長海老原紳君、外務省条約局長林景一君、財務省主計局次長佐々木豊成君、財務省国際局長渡辺博史君、厚生労働省大臣官房技術総括審議官上田茂君、厚生労働省健康局長田中慶司君、厚生労働省社会・援護局長小島比登志君、国土交通省航空局長石川裕己君及び海上保安庁長官深谷憲一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○自見委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

各案件審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁福井俊彦君及び日本銀行経営企画室審議役谷村龍太郎君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○自見委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○自見委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。前原誠司君。

○前原委員 民主党の前原でございます。よろしくお願いいたします。

きょうは、私は、一つのテーマを持って質問をさせていただきたいと思っております。それは、新たな脅威というものでございます。

日米同盟関係の再定義というものが、一九九六年、当時の橋本首相、クリントン米大統領との間で取り交わされました。ソ連の脅威からアジア太平洋地域の安定のための公共財ということで、日米安保も変質を確認して、今それに向けて動いているわけですが、そもそも日本の安全保障というものの、ソ連の脅威、着上陸侵攻型の脅威から新たな脅威に変わってきているという認識があると思っております。

その中で、国民保護法制なり、この諮られていた条約、法律についての質問につなげていきたいと思っております。その前提として、新たに官房長官になられた細田官房長官にも来ていただいておりますので、このたび総理の諮問機関として設置されました安全保障と防衛力に関する懇談会について、官房長官に質問をさせていただきたいと思っております。

まず、この懇談会の目的、それから、なぜ防衛庁長官の諮問機関ではなくて総理直属の諮問機関とされたのか、その二点について御答弁をいただきたいと思っております。

○細田国務大臣 前原議員にお答え申し上げます。我が国の安全保障をめぐる課題に對しましてより適切に対応していくためには、我が国の安全保障と防衛力のあり方につきましても幅広い観点から総合的な検討を行うことが必要であります。このため、内閣総理大臣が安全保障、経済等の分野の有識者の参集を求め、懇談会を開催するというようにしたわけであります。

なお、調べてみますと、現行の防衛計画大綱を策定する際にも、内閣総理大臣の懇談会といった

まして、当時、細川内閣でありましたけれども、防衛問題懇談会を開催することといたしまして、アサヒビールの樋口会長が座長として報告書をまとめられた、そのような例もございますので、経済界の方とか外交官経験者とか、広く防衛関係の、次官経験者、あるいは制服の方も入っておりますけれども、民間の方、大学教授、幅広い観点から検討しようということで、前例にも倣いつつ設置したものでございます。

○前原委員 済みません、今御答弁の中にも入っていたのかもしれませんが、目的、何を指しているのか。先ほどアサヒビールの当時の樋口会長さんの話がありました。細川政権のときですね。現大綱の基礎になっているということは、もう一度目的を伺いたいたんですが、大綱を前提としてどういった内容を取りまとめるのを目的にしているのか、その点についても御答弁いただけますか。

○細田国務大臣 我が国の安全保障をめぐっては、大量破壊兵器等の拡散の進展とか国際テロなどの新たな脅威への対応というものが最近の大きな課題となっております。また、本来の我が国の安全保障と防衛力のあり方につきましても幅広い観点から総合的な検討を行うことが必要ではないかということと判断いたしましてこの懇談会を開くわけでございます。

特定の目的ということではなくて、第一回、この間開いたわけでございますが、その中の荒木経団連元副会長が座長に選任されて、皆さん方が考えられるすべてのことを提起してください、そういったことを議論いたしましょうということとで第一回が始まりましたので、これからさらに委員の先生方の自由なお気持ちで討議が始められる、そういうやや幅の広いアプローチでございます。

○前原委員 さらに伺いたいんですが、政府側から、このことについては少なくともある程度の結論を出してもらいたい、こういう要望をされたことがおありになるのか。

例えば、新たな国際平和貢献あるいは武器輸出

三原則の見直し、こういった個別の問題については、自由に意見を言ってもらって出てこなかったら別にいいということでは多分ないだろうと私は思うんですが、今の流れからすると、やはり政府としては、少なくともこの点は、当然ながら専門家の方々、防衛庁も外務省も、今までの流れがあつて、そして今の世界環境の変化というのは当然わかつていくわけですから、この点についてはいかにある程度ちゃんと議論してもらわなきゃいけませんねという柱があつてしかるべきだと私は思うんですね。それが当たり前だと私は思うわけですね。その点、どういふところを政府としてその懇談会に投げられたのか、その点について御答弁いただきたいと思っております。

○細田国務大臣 先ほどもお答え申し上げましたが、必ずしも、この点だけは議論してほしいというような申し上げ方はしておりません。

ただ、専門家も入っておりますし、学者の中でも防衛問題の権威も入っておりますので、最近のいろいろ多岐にわたる事項について、この点はどうするか議論しようということ、当然問題提起が行われるものと考えております。

○前原委員 石破防衛庁長官に伺いたいんですが、今まで長らく防衛庁長官、あるいはその前にも議員として安全保障の問題、防衛の問題に取り組んでこられて、一番、流れというか今後の課題、この防衛大綱の見直しを前提として議論していくわけですから、当然ながら押さえておかなければいけないポイントというのは幾つかあると思うんですね。

もちろん、今、細田長官がお答えになったように、いろいろ意見を言ってもらう、専門家がもらえるんだから当然出てくるだろうということはありますけれども、今まで責任者としてやってこられた流れの中で、こういった点はやはり議論してもらわなきゃ困る、次の大綱に入れるものとしては、こういったものが中身として取り上げられなくては困るということは私はあると思うんですね。その点について御答弁いただきたいと思いま

す。
○石破国務大臣 これは先ほど来官房長官から答弁がございますように、政府全体で決すべきものでございます。

この防衛計画の大綱は、安全保障の大綱ではございません。防衛計画の大綱と位置づけを持っているわけですが、先生が一番よく御存じのとおり、本文があつて別表という構成になっておるわけでございます。この本文は、やはり安全保障環境をどう認識するかということについて記したものでございまして、その論理的な帰結として別表というものがあつたということだと思つています。

そういったしますと、委員がいみじくも冒頭おっしゃいましたように、新たな「脅威」に対して、つまり、それは主体においてもそうですし、手段においてもそうですし、平成七年に現大綱ができあがりましたが、それ以降に起こった事象というのは、基本的には、冷戦後の姿というのがはつきり見えてきたということ、ポスト九・一一というものをどうとらえるか、その情勢認識は必要なのだろうと思つております。それが一つ。

もう一つは、前大綱及び現大綱は、基盤的防衛力ということがキーワードになっております。このことの考え方は、当時としてまことに適切なものであつたというふうに考えております。このことについては、私は今防衛庁長官の立場で云々すべきものとは全く思つておりません。評価を交えて申し上げるわけではございませんが、この変わった環境の中にあつて、そのような考え方がこれから先も憲法の範囲内において踏襲されるべきものなのかどうかという議論はあるのだろうと思つています。

もう一つは、この厳しい財政事情をどう考えるかということ。

そして、キャッチフレーズの申し上げれば、存在する自衛隊から機能する自衛隊というキャッチフレーズのような言葉があります。そこは多分統合ということがキーワードになるのだろうと

思つていますが、陸海空の統合運用というものが本当に機能する自衛隊としてどうなるのか。

さらに加えて申し上げれば、これは委員ともよく議論させていただくことですが、私は副長官のときから防衛力の本質とは抑止力だ、こういうふうに申し上げてまいりました。では、この新しい安全保障環境における抑止力とは一体何なのかというところについて、防衛庁の中だけの検討では、これはおさまり切らないものがたくさんあるのだろうと思つています。あるいは他省庁との関係においても、海上保安庁あるいは警察との関係においても、防衛庁の中にとどまらず広く内閣全体として、そして朝野の識者の方々を集めて、日本国政府としてどうなんだということを下していただく、判断をしていただく、その議論の糧になるのがこの懇談会ではないかというふうに認識をしております。

あれこれ羅列的に申し上げましたが、そういうことについて一種の方向性というものを示したいだくということが、今度の新たな大綱策定においては一つ必要ない作業ではないかというふうに私は考えております。

○前原委員 私は、次の防衛大綱というのは二つのアプローチが必要だと思つていて、一つは演繹法的なアプローチ。つまりは、今、石破長官が基盤的防衛力ということを言われまして、たけれども、今の状況にあつて、そもそもどういう防衛力が日本において必要なのかといった、そもその考え方というものがまず一つ私は重要なんだらうと思つています。

そして、その演繹法的な考え方の中で、今防衛庁長官がおっしゃったところで私も非常に重要だと思つて、やはり予算編成も含めて、あるいは装備形態、兵力の配分、まあ資源の配分と言つた方がいいのかもしませんが、そういうところも含めてどのように演繹法的な、つまりはそもそも論として組み立てていくのかといったところが私は極めて重要なんだらうと思つています。

それとあわせて、帰納法的なアプローチも必要だ。帰納法的なアプローチというのは、今防衛庁長官、これもおっしゃいましたけれども、厳しい財政事情の中で、しかし、新たな脅威に対応していかなきゃいけないということになれば、あるものは捨てて、あるものは取り入れていくという考え方も必要になってきますし、あるいは、例えば今の調達のあり方というものを根本的に見直して、むだはないのか、あるいは余分にお金がかかっているのかとか、その流れで、武器輸出三原則の見直しというのは当然必要になると私は思つております。

やはりお任せして、いろいろな専門家の方がおられるので当然出てくるだろう、そしてまた、当然事務方の方もそういった論点整理はされていると思つて、私も、私は、国の意思として、せっかく総理直轄でやられるのであれば、もう少し、総理並びに官邸がどういう方向性を持つて臨んでもらいたいと思つてはいるのかと。

揚げ足をとるつもりはありません。よく丸投げ総理というふうには言われませんが、実際はそうでなくても、そういうふうに見えるというのはいけない。やはり意思を持つてこの安全保障と防衛力に関する懇談会というものが、総理の意向あるいは内閣の意向としてこういうものも議論しなきゃいけないということが私は必要だと思つて、その点について、今後の取り組みも含めて、官房長官、ぜひ前向きな御答弁をいただきたいと思つています。

○細田国務大臣 今、前原議員からも非常に建設的な御意見もいただいたわけですが、当然いろいろな議論が出てまいりたいと思つて、きょうの前原議員の御議論も議事録などでも皆様に御紹介をしたりしながら、こういう議論が国会でも行われておる、こういう点はやはり必要なものを大いに詰めていこうではないかというように、この会議の中で、あくまでも民間の方々との会議ではございますが、紹介をしながら進めてまいりたいと思つております。

○前原委員 私の意見も紹介するのはありがたいんですけど、私が申し上げているのは、やはり、内閣としてどういう意思を持つのか、また、どういう認識に基づいて新たな防衛力整備、あるいは防衛大綱の見直しをやるかとしてののかといったところの基本的な骨格がなければいけないでしょう、そのことについてやはり懇談会の方々にも伝えて、それをベースに議論してもらつていくことが望ましいということを申し上げておるわけです。石破長官。

○石破国務大臣 これは福田前長官ともまじく委員と同じような認識を共有いたしまして、やはり懇談会というのは、いろいろ単に懇談をしていても仕方がないので、国家の意思としてどうなのかということを決めねばならぬだろう、そういうことは御審議いただく必要はないだろうというところは前長官とお話をし、そういう認識を今、細田新長官とも共有しつつあるところでございます。

やはり国の意思としてどうなのか。そして、統合といった場合には、今まではどうであつたのかという評価もきちんとしていかなければいけないだろう。では、今度統合するというのは何のために統合するのか、それはどういう事態に対して統合していくのか、それがどのように有効に機能するのか。ある意味で、政治の意思決定に資するということにおいて、委員がおっしゃったような幾つかのことについて御議論をいただくということは必要なんだらうと思つています。

先ほど申し上げましたが、形式がどうなるかは全く私が関知するところではございません。今、予断を持つて申し上げることはありませんけれども、やはり本文と別表というものが、仮に別表というスタイルをとるといたしますと、論理的にきちつと結びついて、そして納税者に対して説明ができる。そして安全保障であるからには、アクターのいかに問はず、我が国に対してそのようなことをしかけようとする勢力に対してきちんとしたメッセージが発せられるものでなければ、そ

これは国民に対してきちんとした説明にもならないのであろう。それが政治的にどういふものになるかを御議論いただく。それをまた細田新長官ともお話をさせていただき、よく有識者の先生方とも意思疎通を図っていくことが必要ではないかと考えております。

○前原委員 この議論はこれで終わりにいたしますが、細田官房長官に最後をお願いでありますけれども、今までの防衛予算において陸海空の配分というのとはほとんど変わっていないんですよ、積み上げ方式で。これは私はおかしいと思うんです。だから、こういう議論をしている前提として、まさに政治が、あるいは内閣が、まさに外交戦略、防衛戦略、安全保障戦略というものを持つ中で、今までの既得権益として積み上げたものを一遍リセットして、そしてそれをいかにうまく組み立てていくのかというやはりリーダーシップを発揮しないと意味がないというふうに私は思いますので、そういった観点で御努力をいただきたいというふうに思います。

官房長官はもうこれで結構でございますので。さて、その新たな脅威を前提としてこの国民保護法制の議論をさせていただきたいというふうに思います。

今話がありましたように、先ほどは大量破壊兵器の話、あるいはテロ、ゲリラの話というものがございましたけれども、私も新たに考えられるのは、ミサイルが飛んでくるとか、あるいはNBC兵器を使ったテロ、ゲリラ、つまり大量破壊兵器が使われた形でテロ、ゲリラが行われる可能性がある、こういうことなんです。

しかし、そういうものは先取りしているよというところのかもしれないが、まず井上国務大臣にお伺いしたいのは、この政府が出されている国民保護法制初め法案については、新たな脅威に対応できるものになっているんですか。それとも、着上陸侵攻型の今までの考え方に基づいたものになっているんですか。その点についてはどうですか。後で詳しく伺いますけれども、総論として、

新たな脅威に対応するものに本当になっているのかどうなのか、その点について御答弁いただきたいと思ひます。

○井上国務大臣 今御指摘がありましたけれども、着上陸対応というのものももちろんありますけれども、しかし、ミサイル攻撃でありますとか、あるいは航空機による攻撃、あるいはその攻撃の方法なんかにつきましても、新しい脅威というんですか、これまでに使用されなかったような手段でもって攻撃を受ける、こういうことを想定いたしましたのでこの国民保護法案を出させていただいた次第でございます。

委員御指摘のように、この国民保護法案といふのは、武力攻撃事態等を想定いたしましたので法律になっているわけですね。もちろん、テロ等につきましても所要の規定を置いておりますので、武力攻撃事態等と大規模テロというんですか、そういうものを前提にいたしました対応、国家としてできるだけの対応をする、こういうことで所要の規定を置いたということでございます。

○前原委員 総論で議論していても私は余り意味がないと思っておりますので、ちよつと各論で議論させていただきたいと思ひます。

まず、NBC兵器によつてテロが行われる、あるいはそのテロが有事のきっかけかもしれないが、そういうことに対応するような法律、そしてまた現体制になっているのかどうかといったところを、少し細かに話をしていきたいなというふうに思っております。

きょう、厚生労働大臣にもお越しをいただいておりますし、また、国家公安委員長にもお越しをいただいております。また、麻生総務大臣にも来ていただいております。つまりは警察官、消防、それから、きょうは海上保安庁長官にも来ていただいておりますけれども、海上保安庁、それから自衛隊、こういったさまざまな方々が動かれる中で、果たしてNBC兵器によるテロ対応というのはしつかりできるのかどうか、また、それが避難・誘導などについてうまくいくのかどうか

のか、その点について少し質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

坂口大臣にお伺いしたいんですが、まずBC兵器、つまりは生物化学兵器についてお伺いをしたいというふうに思ひますけれども、こういったものがBC兵器、生物化学兵器というふうに厚生労働省としてお考えになっているのか。まず、その点についてお話を伺いたいと思ひます。

○坂口国務大臣 生物テロに使われますようなものという点になりますと、感染性が非常に強い、そしてまた重篤性が非常に強いといったようなものがやはり条件になるというふうに思っております。

そうしたものを考えますと、一般的な病原菌等で申しますと、天然痘が一番可能性としては高いというふうに思っております。それから、炭疽、ペスト、ボツリヌス病、ウイルス性出血熱といったようなものが挙げられているわけでございますが、特に可能性としては、天然痘、それから炭疽、ペスト、ボツリヌス、この辺のところが一番可能性としては高いということを警戒しなければいけないと思っております。

そのほかの、化学兵器といったしましては、神経的なもの、いわゆるサリンのようなものでありますとか、マスタードガスみたいなようなものでございまして、そういったものが非常に可能性としては高いというふうに思っております。

○前原委員 まず、そういった兵器が使われた場合、どのどのような対応策がとれるのか、こういうこととであります。

坂口厚生労働大臣に伺いたいんですが、余りたくさんやっても時間もありませんので、では、天然痘と炭疽菌に限って、まず生物兵器について御質問したいんです。

厚生労働省から事前に資料をいただいております。その上で、天然痘については、平成十三年からワクチンの備蓄を開始している、その後も追加備蓄を進めているということとあります。そして、炭疽菌については抗生物質の投与が有効である、

こういうことであります。

ただ、私が質問したかったことについてお答えをいただけなかったのは、どのぐらいの備蓄があるのか、つまりは、そういった生物兵器が使われたときに、ちゃんとそれに対応できるような備蓄があるのかどうか。それについては危機管理上の問題から公表していないということなんですけれども、私は、それは全くナンセンスだというふうに思ひます。

ですから、危機管理上の問題から公表していないということじゃなくて、天然痘、炭疽菌についてはどの程度の対応能力があるのか、それについては、厚生労働大臣、はっきりお答えをいただきたいと思ひます。それからがスタートだと僕は思ひます。

○坂口国務大臣 天然痘につきましては、確かにそのワクチンをつくるのに、どれだけあるのかというところを、なかなかこれは明らかにできないというところに今なっているわけでございますが、現在、このワクチンを受けていない人というのは二十八歳以下の方、それ以上の方は天然痘のワクチンを受けておみえになる。そうしますと、大体三千万人ぐらいだと思うので、日本の中の人口といたしまして。

したがいまして、日本国じゅうにその人たちはいるわけですから、一カ所でその三千万人が被害を受けるということはないというふうに思ひます。少なくとも、その三分の一はカバーできる量を確保しなきゃいけないというので、今鋭意進めているところでございます。

それから、もう一つの炭疽菌の方でございますが、炭疽菌の方は、これは抗生物質が効きますので、その抗生物質が全国各都道府県どこでも手に入るように今手を打っております。調査もいたしておりますが、大体、この炭疽菌に対します抗生物質は、現在、日本国じゅう、どの地域におきましても手に入るものでございます。

したがいまして、問題はやはり天然痘だということに思ひます。これはそのなかった人

だけではなくて、一次感染、二次感染と次へだんだんと拡大していくものですから、そこが一番やはり問題だというふうに思っております。その対策を急いでいるところでございます。

○前原委員 天然痘の予防接種を受けていない二十八歳以下三千万人、その三分の一はカバーするようということがあります。今、備蓄がないから非難するということがありません。私はそういう観点で質問するわけじゃなくて、大体どれだけのチームで、つまりは期間的な目標を持ってその整備をされていくとしているのか、やはり目標が私は必要だと思ふんですね。どれぐらいでもう天然痘については基本的にテロが起きても大丈夫だ、それがまた抑止効果を生むわけですね。だから、そういう意味でのやはり目標年限というのは持つべきだと思います。

それから、後でちよつとまとめて質問しようと思つたんですけれども、炭疽菌について、各都道府県にあるということをおっしゃったんですが、そういうもののいわゆる調達のあり方、調整、それは厚生労働省がちゃんと本場にいろいろな通達というものをされているのかどうか、つまりは融通がつくような話になっているのか。何かが起きたときに、抗生物質が必要だから融通してくれ、いや、それは渡せないというようなことがないように、やはり厚生労働省がそういう指導をあらかじめされているかどうかは私に重要だと思ふんですが、その二点について答弁をいただきたいと思ひます。

○坂口国務大臣 ワクチンの方につきましては、ことしも予算の中に入れていただいてございまして、少なくとも一両年の間には大体達成できるといふふうに思っております。

それから、炭疽菌の問題でございしますが、炭疽菌に対します抗生物質は、いわゆる一般の、民間の卸問屋等かなり確保されております。したがって、ここは心配は要らないというふうに思っておりますが、一部は国の方でも押さえておいて、そして、いざというときにはそこにそれを

回すことができるような体制が必要だということで、そうしたことも考えているところでございします。

○前原委員 次に、厚生労働大臣、化学兵器の方について話をさせていただきたいと思ふんです。私が厚生労働省にお尋ねしたのはサリン、VXガス、マスタードガス、それからリシン、この四つについてお伺いをしていただけてございしますけれども、それぞれについて回答をいただいております。

サリン、VXガスについては、メーカー及び卸における在庫量を定期的に確認している、こういうことであります。それから、マスタードガスについては、除染、洗浄をその付着した部位に行う、また、リシンについては、経口摂取の場合は嘔吐させるか胃洗浄が有効である、こういうことであります。

後でマスタード、リシンについても伺いますが、サリン、VXガス、これについての備蓄、いわゆる解毒剤、アトロピン、PAMということを知つておられますけれども、いわゆる解毒剤として対応できるような状況にあるのかどうか、その点について御答弁いただきたいと思ひます。

○坂口国務大臣 サリンなどに対しますアトロピンは古くからある薬剤でございまして、これはどこにもあり得るものでございまして、量的にこれが確保されなければならぬということがございしますから、これもやはり在庫量を定期的に点検しておかなければいけないというふうに思っております。点検をいたしているところでございします。

それから、リシンなどの呼吸困難を伴いますようなものに対しましては、これは比較的、対症療法的なことしかできないこともございまして、これで阻止できるというものもないわけでございますが、しかし、ここはいわゆる二次感染みたいなものはございしませんので、何とか対応できるというふうに思っている次第でございします。

主な病院を決めておりまして、全国で約五百三十カ所でございますけれども、何かが起こりました

ときには、そこで対応するというにいたしているところでございます。

○前原委員 化学兵器についても対応できるような解毒剤あるいはそういう治療薬というものは確保されている、また、それについて厚生労働省としてしっかりと定期的にチェックをしていただいているということでもあります。

さらに厚生労働大臣に伺いたいんですけれども、地下鉄サリン事件というのがございましたね。この間、松本智津夫被告の最終弁論がありましたので、かなりニュースで、いろいろドキュメンタリーでもやっておりましたけれども、あのとき一番初めに運ばれた病院において、どういう症状なのかわからない、一体何が起きたのかわからないというところで、その初めに運ばれた病院のお医者さんが診断してもわからなかったけれども、消防から初めに寄せられた情報は、リシンである、サリンじゃなくてリシンだ、こういうことだったわけですね。

それで、私は、サリンについては化学兵器でありましたけれども、生物化学兵器テロというものが起きた場合に、病院に運ばれた場合の初期対応というのが極めて重要で、やはり、先ほどおっしゃったようないろいろな生物化学兵器というものの症状を、今おっしゃった五百の病院において、こういう症状の人が大量に運ばれてきたらこういういわゆるBC兵器が使われたんだというふうなマニユアルと、あるいは指導というものが事前にちゃんとされていることが早期の対処につながる、人命の救助にもつながるんじゃないかというふうに思いますが、その点について、今どういう取り組みをされているのか。

口幅つたい言い方ですけれども、地下鉄サリン事件があつて、各国からかなりのそれに対する視察と調査団が来た。しかし、私が見たドキュメンタリーでお医者さんがおっしゃるのは、日本の政府が一番それについて、日本で起きたことなのにしっかりとその教訓をうまくカバーできていないんじゃないか、こういう指摘がありました。

しかし、それはそのお医者さんがおっしゃっていたことでありますけれども、実際にそういう教訓をベースにして、各種BC兵器が使われたときにどういった症状がこれが使われた可能性が高いとか、そういうものについての厚生労働省のマニユアル化と指導はされているのかどうか、その点について答弁をいただきたいと思ひます。

○坂口国務大臣 今御指摘いただいたところは一番大事なことだと私も実は思っております。

今言っておりますサリンだとかリシンだとかというものが必ずしも使われるわけではなくて、全く予測しなかったものが使われる可能性もあるわけでありまして、そのときに一体何による症状なのかかわからないといけないことは確かにあるわけですね。

だから、そういう面では、非常にこれは難しい面があるというふうに思いますけれども、現在想像され得るものにつきましてはマニユアルをつくりまして、日本医師会にも協力をいただいておりますけれども、先ほど申しました五百三十幾つかの重立った病院につきましてはそういうことを示して、そして一たん、それに近い症状がある、どうもこれはといったときにはすぐその態勢をとつていただき、そして御連絡もいただくというふう

に今言っているところでございまして、そうした重立った病院に対しましてはそうしている。

しかし、問題は、そうした病院だけではなくて、一般の開業医の先生のところへ一番最初の人が行くかもしれないわけでありまして、そうした意味で、その重立った病院だけではなくて、全国の医師の皆さん方に、ふだんはお目にかからないけれども、しかしこういうときにはこういうことが考え得るということをやはり周知徹底しなきゃいけないと思ひます。高齢の皆さん方でありまして、戦争中のごいらいろあつたりしまして御存じの方もございしますが、若い先生方でございます、全くそういう経験もございませんので、周知徹底をやはり図らなければいけない。そうしたことは

常時続けて、繰り返し繰り返しやっていると、繰り返してはいけないことだというふうに思いますので、繰り返ししそうなことを病院の先生方にお願いをすると、いったことをいたしているところでございます。起りましたときの、入院するときにはこういうところの病院ということは一応決めておりますけれども、その前に、その症状を見たときに早く判断をしていただくということが非常に大事でございますので、それぞれの都道府県の研究所等とも連携をとりまして、そして、早くそれに対して、そのとおりだということが確実に診断をしていただけるような体制をとっているところでございます。

○前原委員 最後の、とっているところでございますというの、もうとっておられるのか。つまりは、重立ったBC兵器、先ほど大臣が列挙されましたそういうものについては、どういう症状で、どういう対処法が必要なのか、どういう薬を使うのかということ、ちゃんとマニュアル化されているのかどうか。つまり、五百のみならず全国の開業医ということをおっしゃいますけれども、それも僕は大事なことでと思うんですね。

だから、そういうものは私は二つのポイントが必要で、坂口大臣はドクターでいらつしやるので釈迦に説法ですけれども、とにかくそういうマニュアルというものを厚生労働省がつくって、指針をつくって、そして、それについてのいわゆる周知徹底というものが定期的に行われていくというこの二つの柱が私は必要だと思うんですが、それはもうやっておられるということなんですか。○坂口国務大臣 少なくとも、重立った病院に対しては既にやっております。(前原委員「マニュアルもあるんですか」と呼ぶ) はい。

それで、繰り返し行うというのはこれから行わなければならないことでございますので、繰り返しやっていると、繰り返してはいけないことだと思っておりますが、一般の開業医の先生のところまで周知徹底しているかといえば、そこまでまだ至っておりませんので、これからやはり医師会の協力を得まして

やっていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○前原委員 本日の国民保護というのは、法律の議論をしていますけれども、そういった起きたときのやはり対処の仕方というものが整っていないと、法律をつくっても私は意味がないというふうに思いますので、やっぱり車の両輪で、こういったことについては井上国務大臣も目配りをしてもらうということがやっぱり必要なんだと思いますので、ぜひそこは防災担当の大臣として、まさに各省庁間すべてを見ながらやっていただく。もともと官房長官がこの所掌であつたということ、まさにすべてを見ていただくのが井上大臣の仕事だと思しますので、今、厚生労働大臣が答弁されたこともしっかりとフォローアップを井上大臣していただきたいと思います、要望だけしておきます。

そこで、麻生大臣、おられなくなりましたね。では、小野国家公安委員長、おられますのでお聞きをしたいと思います。

警察官の方の数は今二十四万人ぐらいということでございますが、そのNBCテロ対策というものがどれだけ対応できるようなものになっているのか。

例えば、今の治療ということだけでなく、防毒マスクとか、あるいはいろんな服がありますね、防護服。つまり、先ほど坂口厚生労働大臣もおっしゃったように、いわゆる感染症のものについては、逆に、警察官がそういった現場に踏み込んで、そして自分も感染して、そして潜伏期間があるわけですから、そしてまたそれをまき散らす、こういうことになったときには、ああいう地下鉄サリン事件のような出来事が起きれば、ある程度の防護をしてそういった対処を行うということが極めて重要だと思えますけれども、今だけの体制が整備できているのか。

この二十四万人の警察官が、そういったNBC、今、BCしか伺いませんでしたけれども、放射能も含めて、放射能テロも含めてそれにどう対応できるようなものになっているのか、その点について

て御答弁いただきたいと思えます。

○小野国務大臣 前原委員にお答えをさせていただきます。具体的整備資機材の整備状況につきまして、このことでございますけれども、全国四十七都道府県に機動隊がございますけれども、その機動隊の中に設置しておりますNBCテロ対策班に、生化学防護服、防護マスク、それから除染機等、NBCテロの発生時に初動の対応可能な整備資機材というものを整備しております。また、主要な八都道府県、この中に置きますNBCテロ対応専門部隊というものがございます。ここは二百名ほどでございますけれども、そこにいわゆるNBCテロ対策車と検知資機材というものを配備しているところでございますけれども、具体的な数字ということでございます。

防護マスクは約四千八百個、それから、化学防護服というのは六百着、生化学防護服というのは四千八百着、それから、放射性粉じん用防護服は約五万六千着を整備しているところでございまして、このほか、各都道府県の予算におきましても、それぞれ必要数を整備しているものと承知をいたしております。

○前原委員 小野国家公安委員長に質問させていただきます。ただ今申し上げたいと思えますけれども、想定されるテロにおいて、今おっしゃったような整備状況で対応可能だと思っておられるのかということがまず一つ。もちろん、事態の規模によると思えますけれども、想定しておられるものであれば、本当に十分と思っておられるのかどうかということが一つ。

あとは、警察というのは都道府県レベルになっていきますね。そうしたときに、ちゃんと警察庁が主導的な役割を持たれて、そのいわゆる貸し借りというのか、あるいはその調整、また、人の派遣も含めて、そういった総合調整においてはもう既に話ができていくのかどうか。

その二つの点について御答弁いただきたいと思

います。

○小野国務大臣 お尋ねの整備状況に関しましては、先ほどお話をさせていただきました。私から先ほど申し上げたのは国費の方の整備でございますので、県費の方でさらに対応がなされているものと思えます。

それから、部署的にもっと大量のものが必要であるということであれば、その融通というものは、長官を通してすべてに連携がとれるようになっていくところでございます。

○前原委員 消防についても、麻生大臣、お尋ねをしたわけですが、同じように、やっぱり何かあつたときには消防署員の方がその現場に行かれるというケースが多いわけでありまして、同じようにNBC対応についてしっかりとそういう対応ができていくのかどうか、御答弁ください。

○麻生国務大臣 お答えいたします。

しっかりとと言われるその定義がなかなか難しいところ、どの程度やるとしっかりとになるかどうかはなかなか難しいところだとは存じますが、現状を申し上げさせていただきます。バイオとケミカルに対する、BC災害に対応するための資機材をいたしましては、陽圧式という、中から圧力をかけてやります防護服というものが三千八百着、それから、陽圧式以外のいわゆる化学防護服というものが一万六百着、それから、先ほど言われましたびらん性のものについては使えず、マスタードなんかには使えないんですが、いわゆる神経系のサリン等々に使えます防護マスク等々につきましては、約二万一千四百という数字が出されております。そのほかにも、ニュークリア、N災害に対しましては、その程度の放射線の防護服が二千五百三着、いわゆる消防庁の管轄下にあるということで、それが、各都道府県の代表的な、百三十八あります消防機関に無償で貸与されておりまして、防護マスクを全国の救急隊及び航空隊の方に無償貸与をいたしております。

そのほかにも、各市町村で対応するというこ

をいろいろ考えなならぬところだと思ひますので、先ほど言われましたように、上陸してくるといふ話よりは、何となくテロ的な話の方が予想されるところでもありますので、そういったところを考えた上で、いわゆる一連の防護服等々につきましては、補助金により整備を推進しているところでありまして、間違ひなく、昔に比べれば随分となつたとは思ひますけれども、これで十分かと言われれば、とても十分と言へるような状況までには至っていないと存じます。

○前原委員 先ほど申し上げたんですけれども、今整備できていないからけしからぬということだけではなくて、この国民保護法制が議論される、これをきっかけに、法律の整備のみならず、いかに態勢の整備をしていくのかということが私は大切だといふふうに思ひます。警察にしても、消防にしても、きょうは国土交通大臣は来られませんが、海上保安庁の職員の方にも、まだまだそういう対応ができていない、十分ではないと思ひます。そうしないと、やはりそういういたものに対応ができなくて、ひいては国民保護ができない、こういうことになるかといふふうに私は思ひます。

それで、一番大切なのは、やはりお金なんですね。そのお金についてしっかりと手当てをするということが、やはりこの国民保護法制を一つの契機として、訓練や計画の策定なんかにも国費が必要だと思ひますが、そういった今申し上げたようなNBC対策あるいは新たな脅威に対応するための、特に初動対処をしていただくような公務員の方々に対するしっかりとした防護服あるいはいろいろな薬等の手当てというものはしっかりとやらなきゃいけない、そのためにはある程度集中的にお金がかかっても仕方がないといふふうに私は思ひます。

財務副大臣、きょう来ていただいておられますけれども、財務省としては、今までの役所の枠とかそういうことではなくて、やはりこの国民保護法

制の議論を一つの契機として、このことについてはできるだけ早い時期にしっかりと十分な態勢がとれるように財政的な措置をすべきだといふふうに私は思ひますけれども、御答弁いただきたいと思ひます。

○山本副大臣 委員御指摘の新たな脅威につきましては、実際にさまざまな事態が想定されることは、先ほどのお話から理解させていただいたところでございます。

その内容、規模等があらかじめ明らかでないといふようなことのほか、その対応のための事前準備や費用についても、具体的に何がどこまで必要であり、幾らかかるか等についてはまだまだ研究や検討の必要があると思ひます。

したがって、一般論といたしましては、必要なものは必要に応じて対応するという以外にないわけでございますけれども、他方、国民の保護のための措置を円滑に実施していくために平素からの準備も必要と考えているところでござい

今後、ミサイル攻撃、NBC兵器によるテロへの対応等に関し、例えば備蓄や資機材の整備、訓練など事前準備に必要となる経費につきましては、防災担当大臣を初めとする関係御当局において、具体的にどのようなものが必要となるか整理をいただきまして、その上で財政措置について検討を図ってまいりたい、そういうふうに考えておるところでございます。

○前原委員 今、財務副大臣が答弁されたように、逆に言えば、麻生大臣や坂口厚生労働大臣、また小野国家公安委員長におかれましては、また国土、きょうは鶴保政務官が来られておりますけれども、やはりどのような規模がある程度十分と考えられるのか。先ほど坂口厚生労働大臣は、天然痘のワクチンのことについては三千万人のうちの三分の一ぐらい、こういう話を具体的にされました。そうすると目鼻が立つんですよ。

したがって、防護服とかあるいは薬につきましても、ぜひ、この国民保護法制というものの整備

を一つの契機として、政府として目標の数値を設定して、さまざまな薬、防護服、さまざまな資機材、こういうものを設定して、そして、法律の整備だけじゃなくて、態勢の整備もある時期集中的にやっていくということが必要だと私は思ひます。

これは防災担当大臣の責務だと私は思ひますよ、法律をまとめるだけじゃなくて。それぞれの大臣からそういう要望を聞かれて、そして井上大臣がしっかりと財政当局に予算を要望されるということが必要だと私は思ひますが、その取りまとめをする決意を答弁いただきたいと思ひます。

○井上国務大臣 私の所管の範囲に予算要求の取りまとめが入るかどうかはよくわかりませんが、私も、ただしかし、やはり必要な資機材につきましては、きちっとした計画ができなくても、おおむねのめどを持って整備をしていくということが大事だと思ひます。

特に、最近のような財政状況になりますと、短期間のうちに整備をするというのはなかなか難しいものですから、若干の時間がかかりましたも、一つのめどのようなものを持って整備をしていかないといけない、こんなふうと考えております。現に平成十六年度におきまして、できるものについては所要の予算計上をやっているところでござい

私がそういう予算の取りまとめについて責任を持つということになりますれば、今お話しのようなことをまとめ、もちろん関係各省が要求するわけでありまして、また、まとめる立場から、それぞれのところから状況を聞きまして財務大臣の方に申し上げていきたい、こんなふうに考えております。

なお、防災の方ににつきましては、一応私のところが窓口になりまして、大体どういうことに重点を置いて予算要求をするかということをやっておりますので、それはできているのでありますけれども、今の有事につきましては、ただいま私が答弁いたしましたような状況でございます。

○前原委員 いや、これは取りまとめしてもらわなきゃ困るんですよ、井上大臣に。

つまりは、もともと武力攻撃事態の法案、前の通常国会で議論したときは官房長官がそこに座っておられたわけですから、けれども、今度は、この七法案については、井上国務大臣が法案提出者になられているわけですよ。防衛庁長官が出されてもおられますけれども、しかし、トータルとしては、特に核になつて国民保護法制については井上国務大臣が提案されているわけですから、その法律の中には財政措置も入っているわけ

なぜ各省の大臣じゃなくて、そういった、昔は官房長官、今は防災担当の国務大臣がやっているかといふことは、それは予算の取りまとめもきやいけないんですよ。省庁横断的なところだから特命大臣を置いてやっているわけですから、そこは、私が予算の取りまとめをするのであれば、じゃなくて、自分がするという前提に立つていかないといけないので、その点だけ、一言で結構ですから、しっかりと取りまとめをする、そして早期に整備をする、やはりそういう断定をしていただきたいと思ひます。

○井上国務大臣 私の当面の職責というのは、有事法制につきまして責任を持って国会の方に説明をしていく、こういうことだと思ひます。したがって、だれが予算の要求をまとめていくかといふのは、これはこれとしてやらないといけないことだと思ひますので、もし私がなるようになりまして私がやりますし、もしだれか他の人がそれに当たられるようであれば、今委員の御指摘のような趣旨は十分に伝えまして、できるだけそのないようにはしていきたい、こんなふうに考えております。

○前原委員 謙虚な御答弁でございます、しっかりとあなたがやるということをやっていたかといふふうに思ひます。

先般、私、質問させていただいたときに、緊急対処事態の類型化ということを質問いたしましたし

た。質問というか政府の統一見解を求めました。つまりは、緊急対処事態というのはどういうものなのか、類型化、そしてまた、想定される事態例というのはどういうものかということで、理事会では提出をいただきましたけれども、まだ委員会あるいは議事録に残るような形で国会ではお話をいただいておりますので、かいつまんでその理事会に出されたものについて井上大臣から御答弁をいただきますと思います。

○井上国務大臣 かいつまんで御答弁するよりも、そのものをきちっと申し上げた方が正確を期すと思いますので、朗読をさせていただきます。

国民保護法案にいう「緊急対処事態」について

1 緊急対処事態の定義

「緊急対処事態」とは、「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することにより国民の生命、身体及び財産を保護することが必要なものとして内閣総理大臣が第百八十一条第一項の規定により認定したものを」を指すものである（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案第百七十二条第一項）。

2 緊急対処事態の考え方

(1) 緊急対処事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態である。

(2) 内閣総理大臣による緊急対処事態の認定に当たっては、発生初期の段階では武力攻撃の手段に準ずる手段を用いた攻撃の主

体、意図等が不明な場合も想定されることから、当該攻撃の主体や意図を認定の要件とはせず、被害等の態様、国民の生命、身体及び財産の保護の必要性等に着目して迅速にこれを行うこととし、国全体として適切な対応を図ることとしている。

(3) なお、「後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態」とは、発生初期の段階では武力攻撃事態であるとの判断が困難な事態であつて、後日武力攻撃事態であることが判明し、対処基本方針において「武力攻撃事態」として認定が行われることとなる事態をいう。

3 想定される緊急対処事態の類型

具体的にどのような事態が緊急対処事態に該当するかについては、当該事態の状況等に即して個別具体的に判断されるべきものである。

ここで、「武力攻撃の手段に準ずる手段」としては、著しい破壊力を有する爆弾の使用等の武力攻撃において通常用いられる攻撃の手段又は生物剤、化学剤の散布等の武力攻撃において通常用いられる攻撃の手段に準ずる攻撃の手段を考えているところ、現時点において想定される緊急対処事態の類型及び具体的な事例としては、例えば、次のようなものがある。

(1) 想定される緊急対処事態の類型

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ② 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
- (2) 想定される事態例
- ①に該当する事態例

- 原子力発電施設等の破壊
- 石油コンビナート、都市ガス貯蔵施設等の爆破
- ②に該当する事態例
- 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- 新幹線等の爆破

- ③に該当する事態例
- 放射性物質を混入させた爆弾（ダミーボム）等の爆発による放射能の拡散
- 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

- ④に該当する事態例
- 水源地に対する毒素等の混入
- 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

以上でございます。

○前原委員 今お読みをいただいたものは、「国民の生命、身体及び財産を保護することが必要なものとして」という限定条件つきであります。緊急対処事態というのは国民保護法制の中に入っているものでそういう前提がつくのはわかるんですけども、例えば、そういう限定を取った場合の緊急対処事態というのはあり得ると思うんですね。それについてはどういふものが考えられるのか、その点についても御答弁をいただきたいと思っています。

○井上国務大臣 いずれもやはり国民の生命とか財産に関係がないということはないと思いますし、あるいは、広く国際的な事件でありますとか何かまで範囲を広げて考えれば別でありますけれども、通常私どもが考えますのは、やはり国民の生命なり財産に影響があるというものを想定して、それに対する対策をとればよろしいんじゃないか、これはまず第一次的に必要なことだろうと思います。

○前原委員 例えば、直接は国民の生命財産の保護を必要としない場合は、領海侵犯とか領空侵犯とかそういうものとか、あるいは不審船、サイバーテロ、こういったものも考えられると思うんです。ですから、これは委員長、理事会でも話をされていることではありますが、いわゆる国民の保護等に限定されない緊急事態の類型化について、政府としての統一見解を求めたいと思いますので、お取り扱いの方をお願いしたいと思います。

○自見委員長 引き続き理事会で協議をさせていただきます。

○前原委員 それでは、最後に外務大臣に質問をさせていただきますというふうに思います。

これも、前回、私も質問をいたしましたし、また、さまざまな議員が質問をしているところでございますが、どうしてもやはり納得できない、あるいは、どうしても納得できるのかということについてのことなんです。

いわゆる五条事態において、米軍とともに行動する、そして米軍が日本の国内で日本有事に対して行動する、これが日米安保条約の柱になっているわけですが、地位協定の第十六条には、日本の法令のいわゆる尊重義務ということで、遵守ではない、接受国の法令を遵守する義務はないということの議論は何度もやらせていただきました。

それで、米軍が日本の法令を尊重してくれと思っていますという答弁は何度もいただきましたが、私は、もつと具体的に、それをどう担保するのかということとはやはり政府において検討していただかなきゃいけないことだと思うんですね。では、どのようにそれをもつと具体的に担保していくのか。それは、地位協定から何か運用におおして日米で取り決めを決めるとか、事務的な取り決めでもいいと思うんです。

きのう、我が党の同僚の首藤議員がジュネーブ条約のことについて聞かれました、捕虜の扱い方について。予備役の人たちはなかなか、ジュネーブ条約の中身についても知っていないわけですよ

ね。ですから、一般的にジュネーブ条約のことに
ついては教則本にも載っているんだから理解して
いると思います。現実には現実としていない
人間がああいう問題を起している現実を目の
当たりにすれば、いわゆる法令尊重義務という
ものをどう担保するのか、あるいは政府としてそ
れをどう担保するように努力をしようのかとい
うことが、私は極めて重要なことだというふう
に思います。

したがって、今までの答弁よりもさらに踏み込
んで、どう担保するのかということについて御答
弁をいただきたいと思っています。

○川口国防大臣 どのように担保するかというこ
とですけれども、一般国際法、国際法というの
は義務があるわけですね、それぞれの国
は義務がある。すべて、そういった国際法を遵守
するという義務、これに担保が必要かという
必要だというふうにおっしゃっていらっしゃるの
かもしれませんが、政府の考え方としては、
これは、先ほど委員もおっしゃいましたように、
米国のいうのは国際法に基づいて、ほかのどの国
もそうすけれども、我が国もそうですが、行動
をするということであるというふうに考えている
わけです。

それで、尊重義務があるということを守ると
いうことは、これは一般国際法でございませ
うから、当然、地位協定十六条に書かれてい
ることは、その一般国際法の精神でまさにそ
れが地位協定に書かれているわけですね、一般国際
法を遵守するということは当然のことであるとい
うふうに考えております。

したがって、特にそのために担保をする、何か
を考えるということではないというふうに考える
わけです。

○前原委員 いや、それは外務大臣、違うん
です。

では、質問時間も終わりましたので、逆に提案
をさせていただきますけれども、何のために日米
間で調整メカニズムがあるのかということなん

すね。

つまりは、ガイドラインの議論というのをやっ
てきました。平素からの協力、日米有事の協力、
周辺事態の協力という三つの協力において、大事
なポイントが日米の調整メカニズムだったわけ
です。この調整メカニズムというのは、別に軍事オ
ペレーションだけの調整メカニズムである必要は
全くないわけですね。

したがって、そういう法令尊重なんかの徹底、
あるいはジュネーブ条約なんかのそういった捕虜
の取り扱い等あるいは文化財の保護等の徹底、そ
ういったものはきちりと調整メカニズムの中
で、まずは2プラス2、あるいはその下のレベル、
あるいは事務的な、実務的なレベルという、いろ
んな段階で調整メカニズムがあると思うんです
よ。そういったところで日本側の主張をして、そ
して周知徹底してもらうということ、私は、それ
をおっしゃることが十分な担保の一つになり得る
というふうに思います。

したがって、私が外務大臣に御答弁を期待した
のは、単なる法律の文言ではなくて、では、どの
ようにそれを担保していくのかというふうな、そ
の意思をお伺いしたかったわけですね。

2プラス2に出られる石破長官、今のお話を聞
いておられて、どう思われましたか。

○自見委員長 質疑時間が終了いたしましたので、
簡潔に答弁をお願いいたします。

○石破国防大臣 それは、委員おっしゃるとおり、
調メカというのは指揮命令系統だけではございま
せん、統制の問題だけではございませぬ。調整メ
カニズムというものを使得まして、さらなるそう
いうことの担保を図るということ、もちろん外務
省とよく御相談をしながら行うことでございま
すが、実際にいろいろな捕虜の取り扱い等々行い
ます場合に、これは私も捕虜収容の任を負って
いるわけですね。調メカの活用の仕方につ
きましても、委員の御提案を踏まえて、努力をし
てまいりたいと存じます。

○前原委員 努力をお願いいたしますして、質問を
終わります。

終ります。

○自見委員長 次に、中塚一宏君。

○中塚委員 民主党の中塚一宏でございます。
本日は、冒頭にまずパレスチナ問題をお伺いし
た後、国民保護法制の中でも、特に経済とか金融
とか財政に関連をする部分についてお伺いをした
というふうに思います。

まず、川口外務大臣にお伺いをいたしますけれ
ども、パレスチナ問題についてであります。

ことしの三月の二十二日に、イスラエル軍がヘ
リコプターでイスラム原理主義組織のハマス創始
者のヤシンをミサイル攻撃をして殺害いたしま
した。ハマスはイスラエルの存在を認めないとい
う立場をとって敵対してきたわけでありませ
う。続いて、四月十七日には、今度はパレスチナ自
治区ガザで、同じくハマスのランティシ氏をミサ
イルで攻撃して殺害した。イスラエルが計画して
いるガザ入植地からの撤退を前にハマスの影響力
を低下させるねらいがあると見られているという
ふうな言われておりますが、イスラエル治安当局
は声明で、ランティシ氏はテロに直接責任を負っ
ているというふうな指摘をしているところだ
う。ここで、まずお伺いをしたいんですけれども、
我が国として、このハマスという組織をテロ組織
というふうな考えていらっしゃるかどうか、お
答えをいただけますでしょうか。

○川口国防大臣 テロについて、これも再三再四
申し上げておりますように、一般国際法上、確立を
した定義は存在をしないというところでございま
すし、また、我が国においては、テロ行為ないし
テロの組織を法的に認定するという法制度はない
わけですね。

ですから、昨年の九月の三十日に、閣議を
もちまして、我が国はハマスに対してテロ資産凍
結を実施するということを決定したというござい
ます。

○中塚委員 続いて、イスラエル軍のランティシ
氏の殺害に対して、国連のアナン事務総長は、殺
害は国際法違反であるというふうな述べたと伝え

られておりますし、加えて、昨年合意した中東和
平交渉のロードマップに基づく交渉努力を求めた
というふうな言われているわけですね。

アメリカ政府も、イスラエルによるハマスのヤ
シンの殺害について、パウチャー報道官などが非
常に困惑しているというふうな深い懸念を示す一
方、イスラエルに自衛の権利があることも認めて
いる。そして報道では、直接的な非難は避けたと
いうふうな言われております。

そういう中で、米国の立場というのは結構微妙
なわけですね。川口外務大臣自身は、四月
の十八日、ランティシ氏の殺害について、行為が
もたらす結果に対する考慮を欠いた無謀な行為
で、正当化できるものではなく、極めて遺憾だ
というふうな述べていらつしやいます。イスラエル
を強く非難する談話を発表されているわけなん
です。

ここで、次にお伺いをしたいんですけれども、
イスラエルがそういうことでハマスの指導者をミ
サイルによって攻撃するということですが、これ
はテロとの闘いというふうな呼べるのか、そうい
うふうな我が国として考えるのか、いかがでし
ょうか。

○川口国防大臣 一連のイスラエルによるハマ
スのリーダーを殺す殺害行為、これにつきましては、
先ほど委員がおっしゃられたような遺憾の意の表
明を我が国としていたしております。

それで、この行為について、イスラエルは、一
連のパレスチナ人要人への攻撃について、自爆テ
ロ活動に対する自衛権の行使だということを言っ
ているわけですね。

自衛権の行使かどうかということについて、こ
れは、イスラエルについてもあるいは他の国にお
いても、当然に自衛権というのは固有の権利とし
てあるわけですね。一般論として申し上げ
れば、これは一定の要件というものが満たされ
なければいけないということであるわけござい
ます。したがって、一定の要件を満たせばテロに
対して自衛権行使が認められるというございま

んけれども、義務として今申し上げました第百三十三条の業務を行わないといけない、こういうことであります。

○中塚委員 それは御答弁のとおりだと思ふんですが、それは法律の形式論の問題であつて、では実際に、例えば他国から侵略を受けて日本が大変な混乱状況に陥つたときに、日本銀行として、非常事態だから、武力攻撃事態だから、あるいは緊急事態だから何か新しいことが日本銀行としてできるものになつていくということではありませんかという事なんですけれども、福井総裁に、日本銀行が指定公共機関として指定をされている意義と、そして、日本銀行はどういった役割を期待されているとお考えになつていくのかを御答弁いただけますか。

○福井参考人 お答えを申し上げます。

ただいま御審議中の国民保護法案、日本銀行につきまして、御指摘のとおり、特別の条文、百三十三条というのが設けられておりまして、私どもがそういう危機に臨んでやらなければいけないこと、これは、おっしゃるとおり、日本銀行法第一条の「目的」に書かれていて全く同じことが書かれていてということと全く同じこと、私どもは、この新しい法案の意味合いを非常に強く受けとめております。

見方によりまして、私ども日本銀行がやっております仕事は、ふだんから、日本の経済とか日本の金融市場に及んでくるさまざまなショックを吸収しながら物価の安定という最終目標を実現する、つまりショックアブソーバーの機能というのはふだんからやっているわけで、それと同じではないかとおっしゃれば、そうでないといふ切れない面は確かにあるのでございます。

しかし、例えば災害の場合でも、業務をきちんと継続し、そして臨機応変に、応用動作も出しながら対処してきている。テロを含めたいわゆるこの法律に予定されておるような武力攻撃事態というふうな状況になりますと、それがより厳しい形でショックが及んでくる。予期せざるタイミング

で予期せざる性格のショックが及んでくるということとございますので、私どもは、この条文の読み方としては、万難を排して通常の業務を継続せよ、必要に応じて臨機応変の措置もやれ、そして、日本銀行だけでは当然できないことが起こつてくるので、政府及びその他の諸機関、他の指定公共機関と十分連携、調整をとりながらやれ、こういう趣旨だと思つておりまして、その点、しっかりとやらせていただきたいというふうに思つております。

○中塚委員 ふだんからそういうショックアブソーバーの役割を担つていくということで、ここ数年、やはりなかなか金融システムは安定しませんが、そういう意味では、現時点でも臨時異例の業務を行つていらつしやる部分も私はあると思うし、総裁もうんうんとならずかれておりますけれども。

ただ、今、ちよつと答弁の中で臨機応変の措置というお言葉がありました。こういう国民保護法制とかいわゆる有事法制というのは、そういう非常事態において超法規的にならないようにするために整備をしておかなければいけないわけで、臨機応変の措置というふうにおっしゃつたことの意味について、臨機応変の措置といつても、例えば日本銀行法が定めている日本銀行の業務の外のことができるという意味ではありませんよね。そこはいかがですか。

○福井参考人 お答えを申し上げます。

こういった武力行使等の場合と例えば地震等の災害の場合とを単純に比較することは適当でないと思ひますけれども、私ども、ふだんから、通常の業務をやつておりますときに、時としてやはり大災害に見舞われております。こういったとき、例えば阪神・淡路大震災の場合等を思い起こしていただければ御理解いただけるかと思ひますけれども、私どもの基本は、ああいう場合でも通常業務をそのまま継続する、これに全力を注いでおります。

しかし、それでは足りない、応用動作。いきな

り超法規的というところには決していかないわけでございます。阪神・淡路大震災のときも、つまり、周辺の民間の金融機関の店舗が破壊された、なかつたので、店舗を提供してまで業務を全体として続けた。これなどは超法規的とは多分おっしゃらないと思ひます。応用動作の範囲内でやらせていただいたわけで、こういうことはいっぱいあるんじゃないかということでございます。

○中塚委員 ですから、私が申し上げたとおり、臨機応変の措置といつても日本銀行法の定める範囲内の業務であるということになるわけです。

私は、実は、それが本当にそんなのでいいのかわからないと思ひます。そういう、日本が他国なりの組織なりから攻撃を受けた場合に、やはり国としては全力を挙げて国民生活というものを守つていかなければいけないわけであつて、そういう意味で、ふだんからの日本銀行ができることを、それをより一生懸命やりますということとで果たしたいのかという思ひがあるわけなんです。

せつかく国民保護法制という法律をつくるんだあるならば、やはりそれはそのときにどういうことをするといふうなことをちゃんと決めておかなきゃいけないと思ふんです。だから、業務計画といふものが必要になるわけなんでしょう。

ただ、その業務計画にいたしまして、日本銀行法の枠の範囲の中であるといふふうに思ひますけれども、日本銀行として業務計画は一体どういったものを作成するおつもりなのか、御答弁をいただけますか。

○福井参考人 通常の災害の場合にも、国の防災基本計画、それに沿つて日本銀行でも業務計画といふものをつくつております。それを最低ベースとして、事が起こつたときに臨機応変な措置をとらせていただいている、こういうことでございまして、構図としては、今回同じように、これから国の方で作成されます基本方針、その方針に十分沿う形で日本銀行もこういう武力対応というふう

な業務計画をきちんとつくりたい。

日本銀行の盛り込みます内容は、恐らく、通常の防災対策よりは少しレベルの高いものになると思ひますけれども、しかし、これはやはり事が起こつたときの最低限の備えでございます。ふだんからその最低限の備えのところを十分トレーニングしておけば臨機応変な判断と行動が迅速にとれる、ここにみそがあるわけでございます。すべて事前に網羅するということは必ずしもできないことではないかといふふうに思つております。

○中塚委員 井上担当大臣に、こまめにお聞きになつておられてどう思われるかということなんです。日本銀行が有事の際に国民を保護するためいろいろ活動を行うということであるならば、私は、やはりこれでは余りにも中途半端に過ぎるのではないかという思ひを禁じ得ないわけですね。

せつかく新しい法律をつくるということであるならば、日本銀行ができること、ちよつとこの後具体的に総裁ともお話ししようと思つていますが、私ども、せつかくつくるのであるならば、もつとできることといふのをふやしていくべきではないのかといふふうに思ひます。これが通つた後にもちろんいろいろ御検討はされていくんですが、法治国家で法の支配といふものがある中で、果たしてこの百三十三条といふことだけで十分だといふふうにお考えになるのかどうか、御答弁をいただけますか。

○井上国務大臣 法律の条文といひますのは、行為能力なり権利能力を与えるために規定があるわけでありまして、したがひまして、今、総裁が御答弁になりましたように、こういう規定がありまして、日銀としては目いっぱいいろいろな状況に応じて業務を行うということでありまして、私はそれで十分じゃないかと思ふのであります。

要は、日本銀行の目的を変えるわけにいきませんので、目的の範囲内でやるということなんです。これを別の組織にしまつたといふことは到底考えられないことでありまして、そういう目的の範囲

内であれば、この規定を置くことによつて、しかも、業務計画をつくつて、その業務計画に基づいて業務を実施していくということが義務になるわけでありまして、あとどういふことが考えられるかよくわかりませんけれども、私どもとしては、これで十分ではないか、こんなふうに見える次第であります。

○中塚委員 例えですが、他国からの武力攻撃があつたり、また、テロ組織が日本で騒乱を起したりするときに、銀行に対する取りつけ騒ぎというふうなことが起こることも考えられますし、また、金融システムというものが大変に混乱をする場合というものが十分に想定をされ得るといふふうに思ふんですね。

昭和金融恐慌のときなんかの事例も改めて読み返してみましたが、そういったときに、日本銀行の得意得る役割というものが果たして平時と同じであつていいのか。つまり、旧帝国憲法下においては勅令というものが出ていろいろなことができたわけですが、今、新憲法下において非常事態条項というふうなものがなく、平時と同じことで果たしていいのかということだと思ひます。

例えば取りつけ騒ぎに遭つて金融機関に対して流動性を供給する必要があるという事態が発生する、十分考えられると思ひますが、また、日本銀行としては、いわゆる日銀特融、特別融資というものが行えるということになっております。

ただ、日本銀行は、この特融について四つルールを平時からお定めになつてゐるわけですね。まず原則の一は、システムリスクが顕現化すること、日本銀行の資金供与が必要不可欠であるということ、原則の二は、モラルハザードの防止の観点から関係者の責任の明確化が図られるなど適切な対応が講じられること、四つ目の原則は、日本銀行自身の財務の健全性維持に配慮することということになつてゐるわけですね。

原則三は、これは非常事態、緊急事態、戦争であるならば経営者の責任というのを問うわけにはいかないというふうに思ひますけれども、ただ、原則の四の部分ですね、日本銀行自身の財務の健全性維持に配慮することということについては、これは平時からそうでありまして、有事においても変わらないというふうな理解でいいと思ふんですが、日本銀行総裁はいかがお考えでしょうか。御答弁をいただきますでしょうか。

○福井参考人 お答え申し上げます。御承知のとおり、日本銀行は金融の現場を預からせていただいております。現場の仕事をスムーズに、民間の金融機関それから市場と一緒にやつていこうという場合に、非常時に対していかに対応するかということはおだんから考えていることでございます。

私は、職員の皆さんに、非常時が起つたときに慌てるな、そのときも冷静に、普通の仕事が続けられるということが国民の皆様が一番大事なことで、か、実際の訓練もおだんからこれを繰り返していることでございます。

今、御審議いただいております武力攻撃の事態等は、そのまた一番極端なケースでございますけれども、ここに初めから飛躍があるという頭では職員もみんな慌てます。慌てると、やはりきちんとしたことはできないのでありまして、やはり基本を崩さないで冷静にというのが私どもの大原則でございます。

今、御指摘のございましたような、緊急的に日本銀行から融資が必要だというケース、当然起り得ると思ひます。しかし、この場合も、今御質問がありました、いわゆる特融というところに一足飛びに行くかどうかということも問題がありまして、私ども、非常に大きなキャパシティを持っております。

ふだんから通常の業務ということでも十分貸し出しができる。それで賄えない場合に、実は今も日本銀行法で規定されております、通常業務は三十

三条ですが、三十七条という、特融に行かない、まだもう一歩前の条文もございます。これは、偶発的な事由によつて予見しがたい支払い資金の一時的不足が生じた場合には、日本銀行の判断でお金が貸せる。まだこれは一度も使つたことがない大きなキャパシティでございます。

災害あるいは武力行使等の場合に、我々は、冷静な頭さえて持つておれば、いきなり特融とかいつて頭に血が上るのではなくて、この条文を冷静に適用できる、それでも間に合ふなければ特融、そして今おつしやつた四原則、ステップがたぐさございまして、我々はやはりこのステップをきちんと踏ませていただきたい、こういうふうな考えでございます。

○中塚委員 いや、ステップを飛ばしていきなり特融しろなんてだれも言っていないんですよ。しかも、おだんからのそういうトレーニングといいますか、業務計画をつくるということも決して否定はいたしておけません。

そうではなくて、ただ、有事ですから、やはり境界事例というものを考えておかなければいけないというのを申し上げているわけで、いろいろなツールがあることも十分承知をいたしておりますし、それを全部総動員しておやりをいただくなればいけないということだと思ひます。それは、あえて申し上げれば、指定公共機関に指定をされていなくても日本銀行としてはやはりやつてもらわなきゃいけない仕事なわけですね。

そのことを悪いだのいいだのと私は言つてゐるわけではなくて、有事の際に日本銀行としてできることというのは、日本銀行でふだんからやつていらつしやること以上、日本銀行法に定められていること以上のことではありません。だから、特融においても原則が四つあるわけでありまして、特に日本銀行自身の財務の健全性維持に配慮をすること、この原則の四についても動かないんですね、この原則の四についてお伺いしてゐるんです。いかがでしょうか。

○福井参考人 特融というふうな事態に仮に至り

ました場合にも、今おつしやいました四つの原則というのはいまだ基本でございますので、この基本から出発して物事を判断させていただきたい。具体的なケースがどういふ形で起こつてくるか、どういふ性格のもので、どういふマグネチュードのものが起こつてくるか、最終的にはその判断にかかるとはおつしやるとお伺いしております。

しかし、初めから一足飛びに例外ありきということとで私どもの仕事は確実にはできないということだけを申し上げてお伺いしております。

○中塚委員 といいますのは、昭和金融恐慌のときに、若槻内閣そして片岡大蔵大臣、この際に、日本銀行は、要は特融、寛大な救済申し出というものを受けて、日本銀行としては法律の明文による政府の保証がなくては貸し出しに応じないこととしたというふうな言われているわけですね。政府は、やむなく緊急勅令で日銀に非常貸し出しを行かせ、これによる損失は二億円を限度として政府が保証する緊急勅令案というものを枢密院に提出をしたということでもあります。ところが、枢密院では、この緊急勅令案というものが認められなかった。その後、大蔵大臣になつて、この勅令というものが改めて認められて、特別融資を行うということになります。

私が申し上げてゐるのはまさにそういうことであつて、何も一足飛びに、非常事態になつたら、緊急事態になつたら日銀特融をばんばんやれということを言つてゐるわけではないんです。でも、やはり過去にこういう事例があるとおりであります。確かに時代は違ひます、確かに時代は違ひますが、でも過去にもこういう事例があつて、一度緊急勅令を提出して、それが枢密院に否決をされて、そのことによつてまた事態は一層悪化をしてしまつてゐるわけなんです。

だから、まさしく非常事態においてできることが平時と全く同じなのかということになるわけ、これは日本銀行にお伺いをするというよりも、その場合、政府として、例えばこの後財務大

臣にもお伺いをしなけりやいかぬと思ひますけれども、そういった場合に日本銀行の財務の健全性の維持というものにちゃんと配慮をしなければいけないということになるわけでありますけれども、いづれにしろ、新しい法律をつくるということであるならば、そういう限界事例までちゃんと考えておくべきではないのかということを上げたいわけですが、

ふだんからできることとこういう事態でも法律の中の枠組みとしては実は同じなんだということ、果たして指定公共機関として役割が果たせるのか。その場合に、脱法行為になつてはいけません、法治国家ですから。だから、そのときの手当てというものをちゃんと考えておかなければいけないのではないのかということを上げているわけですが、

井上担当大臣、今の私と福井総裁のやりとりをお聞きになって、どういう感想をお持ちになりますでしょうか。

○井上国務大臣 日本銀行法に基づきましていろいろな権限があり、またいろいろな対応がある、それを目いっぱい使つて全力を挙げて対応するというところでありますから、私は大変心強く感じました。

○中塚委員 これをお心強いと思つていらつしやるようでは大変に心もとないということを上げておきたいというふうに思ひますし、やはりもっといろいろと考える、いろいろな事例を考えて対応をするということ、この委員会も設置をされていくということでありますから、ぜひともきよの議論について政府側でも深めていただきたいというふうに思ひます。

そして次に、さらに日本銀行の総裁にお伺いをいたしますけれども、国民保護法には物価統制に関する規定というものがあるわけですね。物価ということでありまして、日本銀行の目的にも入っているわけなんです、こういう緊急事態、非常事態において、日本銀行として、物価ということに関連して何かおできになることが、おや

りになることがあるのかどうかということについて御答弁をいただきたいと思ひます。

○福井参考人 私どもができませんことは、災害あるいはこうした武力行使等の異常事態が起りました場合には、万難を排して通常どおり金融調節の業務をやらせていただく、一般的な物価安定の仕事が続けさせていただくということが基本でございます。

しかし、マーケット、経済の状況を見ておりまして、個別の物資あるいはサービスの円滑な流通ということが欠けていて、日本銀行の力がそこまで及ばないという部分については、正確な情報を政府にお届けする、こういうことではないかと思つております。

政府の方では、国民保護法案の百二十九条でも、そうした武力攻撃の事態等のもので、国民生活との関連性が高い物資あるいは役務等について問題が起つたときには、政府が個別に適切な措置をとられるという規定がございます。そこにうまくつながるような連絡を我々はする義務がある、こういうふうな思ひます。

○中塚委員 実は、この後モラトリアムの話をお伺いしようと思つていて、できれば日本銀行総裁にはお残りをいただきたいと思つておりました、何か御予定があるということでお伺いしておりますので、日本銀行総裁はもうここで御退席いただいて結構です。どうもありがとうございます。

それで、引き続き、日本銀行の福井総裁にお話をお伺いした後で、今度は民間の金融機関について伺いたいと思ひます。

民間の金融機関については、これは指定公共機関たり得るのかどうか、井上担当大臣にお伺いをしたいと思ひます。

○大石政府参考人 指定公共機関につきましては、事態対処法におきまして、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの、このように規定

をされているわけでございます。

民間の金融機関につきましては、国民の保護のための措置として実施すべき業務を予定しておりますので、国民保護法案では指定公共機関として想定はいたしております。

○中塚委員 想定をしていないという答弁であります、では、これは指定公共機関として指定をしない、想定をしない理由というのは何なのでしょうか。いかがですか。

○大石政府参考人 お答えいたします。

もとより、民間金融機関におきましても重要な役割を果たしておられるわけでございますけれども、国民保護のための措置として実施していただく業務を予定していないということでございまして、国民保護の業務を実施していただく場合には業務計画をおつくりいただくに従つて業務を行つていただくわけでございますが、民間金融機関におきましては、公益性の度合い等を考えた場合に、そこまでしていただく必要はなからうという判断でございます。

○中塚委員 そこまでしていただく必要はなからうと、何か大変に優しい御答弁があつたわけでありますけれども。

きよは担当大臣の竹中大臣にもお越しをいただいておりますけれども、でも、竹中大臣、今の答弁なんです、果たしてこんなことではないでしょうか。

例えば、先ほど日本銀行総裁にお伺いをしましたときに、銀行に対する取りつけ騒ぎというのは発生するおそれというのはあるわけですね。その場合に、じゃ、銀行を閉めようか、閉めてもらおうかということをお政府として決めなければいけないときというのはあるんだらうと思ひます。現に、関東大震災のときには、九月の三日、主要銀行代表は焼失を免れた銀行集会所で震災善後策を協議し、まず一つは、九月一日から一カ月間全国にモラトリアム、債務の支払い猶予の施行、そして、銀行営業所、焼失金庫に軍隊の警備をということ

を求めているわけですね。

要は、やはりそういうテロとか戦争とか、震災でも同じことだと思ひますけれども、軍隊の配備まで求めているわけですが、この関東大震災のときは、やはりそういう世情が大変に不安になりますと、人心というものはどういふふうに向かうかわからないわけですね。であるならば、やはり私は、民間の金融機関というものは、その際に協力を求める規定というものは必要ではないのか。

例えば、現行の銀行法によつて政府として、国として銀行に休業を命じられるかどうかということになりますと、確かに銀行の業務停止命令などというものはありますが、ただ、この業務停止命令というのは、災害であるとかあるいはそういう有事の際に銀行にきよは休みなさいということ命令する、そういうふうな条文にはなつておりません。臨時休業というのは銀行法の十六条にありますけれども、これは銀行が臨時に休業するときは政府に届けなさいよ、届け出をしないといふことを決めていくにすぎないわけですね。

ということであるならば、やはり私は、そういう不測の事態というものは十分に想定をした上で、民間の金融機関というものは指定公共機関になり得る、もちろん、なり得ることはなり得るのだけれど、するべきだといふふうに思ひますし、加えて、では、取りつけ騒ぎが起つたようなときに銀行に休んでほしい、民間金融機関にきよは閉めてほしいといふふうな考えた場合に、どういふふうに対応をするべきなのか。

現在の法律の中で対応できることは限られているわけなんですけれども、どういふふうにお考えか。竹中大臣、いかがでしょうか。

○竹中国務大臣 法律の考え方そのものにつきましては、今御担当から答弁があつたとおりであるといふふうに思つております。

私の方は、銀行を監督する立場からどのように見ているかという、あくまでそういう御答弁になりますけれども、これはもう今委員が御指摘くださいましたように、基本的には銀行法二十六条の第一項という規定がございます。内閣総理大臣は、

銀行の業務の状況に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要であると認められるときは、当該銀行に対して、その必要の限度において、期限を付して当該銀行の業務の全部または一部の停止を命じ、もしくは監督上必要な措置を命ずることができる。いろいろなケースが想定されるのだと思いますが、総じて、今委員が御指摘のようなケースが発生したような場合には、この規定の趣旨に照らして判断をしていくものというふうに思っております。

また、これも委員がもう既に御指摘くださいましたけれども、これは銀行自身の判断もあり得るということでございます。銀行法第十六条の第一項でございすけれども、天災その他やむを得ない理由により必要と判断した場合には、内閣総理大臣への届け出等所定の手続によつて、その営業所またはその代理店の営業所において臨時にその業務の全部または一部を休止することができるというふうにされている。これまた、この規定の趣旨に照らして判断をしていくというふうに思っております。

○中塚委員 この規定の趣旨に照らして判断をするという御答弁でありましたけれども、じゃ、二十六条の趣旨というのは、「銀行の業務若しくは財産又は銀行及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは」ということであつて、やはりこれは有事で大変に混乱をしたというふうなことを想定しているわけではないと私は思います。

そういう意味で、実は、これは先ほど日本銀行のときにも触れましたけれども、やはりこの民間の金融機関の問題についても、今できることと緊急事態、非常事態、有事の際にできることというのとはそんなに変わらないのか、別に新しいツールがふえていくということではないということだと思ふんですね。

しかも、指定公共機関にならなければ業務計画というもののさえつくる必要がないということでは

あつて、私は、やはりこれでは大変に不十分だろう、本当にこれで国民保護法制というふうに言うことができるのかどうかと疑念を抱かざるを得ないわけですね。

関連して、竹中金融担当大臣にお伺いをいたしますけれども、今度は証券取引所であります。

戦争が起こったときに、東京の株式市場が大変に混乱をするというふうな場合には、もちろんそれは自発的に閉めることはあるでしょうし、そのこと自体は否定はいたしません。ただ、じゃ、政府として、これはもう閉めた方がいいというふうなことになる場合に、例えば、あす朝確実にテロが起こるといふような情報が入った場合に、取引所は次の日は朝からはもう前場は始めないようにするべきだといふふうな考えたときに、取引所に對して翌日の取引をするなといふようなことが今現時点の、現行法の法律の中でできるのかどうかということがまた本当に問題になると私思ふわけなんです。

そういう意味で、やはり証券取引所についてもこれは指定公共機関ということであるべきではないのかと思ひますが、そこについては御答弁はいかがでしょうか。

○竹中金融担当大臣 これまた、この法律の基本的な考え方そのものは別途御担当から御答弁をいただく方がよろしいかと存じますが、この証券取引所も指定公共機関ではないといふような枠組みになつております。

それから、これもまた証券取引を見る立場にある我々としてどのようにこれを考えているかということでございますけれども、これは、証券法の第百五十二条第一項第二号の規定がございす。内閣総理大臣は、「証券取引所の行為又はその開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるとき」に「一定の措置をとることができると認める」といふ措置をとると、「十日以内の期間を定めて取引所有価証券市場における有価証券の売買等の全部若しくは一部の停止を命じ、又

は閣議の決定を経て、三月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること」とができるというふうになつております。

もう一点、今の仕組みとして重要なのは、証券取引所自身がその業務規程におきまして、「取引所は、必要があると認めるときは、売買立会の全部若しくは一部を臨時に停止し又は臨時に挙行することができ」といふ規定がございす。これもまた規程の趣旨に照らして判断されるものと考えております。

ちなみに、過去の売買の立ち会ひの停止の事例として、最近のものといひましては、阪神・淡路大震災のとき、平成七年一月、大証において実施された事例がございす。

○中塚委員 実は、この証券取引所の立ち会ひの停止ということについては、今大臣御答弁になつたとおりで、公共という言葉がありますから、そこを使おうと思へば使えるのかもしれない。ただ、いづれにしても、戦争になつたときにこれを閉めるということとは恐らく法の想定外のことなんだろうといふふうに思ひます。だから、せっかく国民保護法制をつくるんだつたら、そのあたりのことまでぜひお考えをいただきたいというふうになつて申し上げたいというふうに思ひます。

あとは、だんだん時間がなくなつてきたんですが、物価統制の問題ですね。物価統制といふことも国民保護法制の中に書いてあります。ただ、百二十九条ですが、物価統制にいたしまして、現行の法律またはこの物価統制令といふものを引張つてきて、「適切な措置を講じなければならない」といふふうにしてあるだけですね。そういう意味で、やはりこれも大変に不十分なんだといふふうに思ひます。

過去の事例はもう時間がないので紹介はしませんが、過去につくられた法律によつて、物価安定のための試みといふものは何度かなされております。戦争中につくられた法律もあるし、オイルショックのときにつくられた法律もあるし、法律に基づいて何度か試みられたことはあります

が、なかなかこれも、はかばかしい効果というものは上げていないわけなんです。価格を統制すればやみ市ができるというふうなこともありましよう。

そういう意味で、過去の経緯といふものは行政の中にもデータはいっぱい残っているんでしようから、またここでも改めてちゃんとした対応をしなけりやいかぬ。国民保護法制と言ひ以上は、ちゃんと対応ができるようなものにしていかねばいけないといふふうに思ひますが、竹中大臣、この物価統制といふことについてはいかがでしょうか。

○竹中金融担当大臣 中塚委員御指摘の点は、まさにこの法律の百二十九条の中で、例えば、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに對する緊急措置に関する法律、これは昭和四十八年のもの、物価統制令、これは昭和二十一年のもの等々、その他の規定に基づく措置、それを適切に講じなければいけない、そういう取り決め方になつております。一般論としては、まさに中塚委員御指摘のように、どこの国においてもどの時代においても物価統制といふのはなかなか難しい、そういう性格を持つていふなかなかの難題であるといふふうに思つております。

しかしながら、我が国においては、こうした枠組みは法律の枠組みとしては存在してございまして、こういうものを活用しながら、この法律の目的に沿つて、生活物資等々の割り当て、配給、さらには物価の統制等、その実現に努めていくのが我々の務めであるといふふうに認識をしております。

○中塚委員 今までの質問の中で、結局、今まで何も変わらないじゃないか、何ができるんだいといふことばかりを申し上げてまいりましたが、その中であつて、百三十条「金銭債務の支払猶予等」といふものがあつて、これはしかし本当にオールマイティーなんだなといふふうに思ひます。

そういう意味では、国民保護のために使われるわけなんです、また、そうあらねばなら

ないと思いますけれども、この金銭債務の支払い猶予というのがぼこつと出てきた、いきなり唐突に出てくるということで、ちよつと違和感すら覚えるわけなんです。

まず、井上担当大臣にお伺いいたしますが、この百三十条を必要とする事態というのはどういった場合なのか、どういったことを想定されているのか、御答弁いただけますでしょうか。

○大石政府参考人 お答えいたします。

国民保護法案の百三十条でいわゆる緊急政令について定めているわけでございますけれども、これは、著しく大規模な武力攻撃災害が発生し、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合」にあつて、国会の措置を待つという場合に限るとしてあるわけでございます。

この「著しく大規模な武力攻撃災害」、どのようなものかということでございますが、関東大震災のときに緊急勅令を出してこの金銭債務の支払い延期をやったわけでございますが、このような大規模な災害が生じた場合にはこの事態に該当すると考えております。

〔委員長退席、増原委員長代理着席〕

○中塚委員 関東大震災のときだけではなく、田中義一内閣のとき、先ほども申し上げましたが高橋是清大蔵大臣、この人が、全国の銀行が二日間休業する間に三週間のモラトリアム、支払い猶予令を発したということも記録に残っておりますから、災害だけでなく金融システムの不安、何が引き金になるかというのはいろいろあるというふうに思いますけれども、そういった事例もあるようです。

そこで、この支払い猶予は当然のごとく民間同士の債権債務関係にも及ぶということではよろしいでしょうか。

○大石政府参考人 お答えいたします。

このいわゆる緊急政令の対象でございますが、賃金その他の労働関係に基づくものを除いた金銭債務、これが対象になるわけでございまして、

お尋ねの民間同士の債権債務関係につきまして、この対象となるものでございます。

○中塚委員 財務大臣にお伺いをしたいと思いますけれども、この支払い猶予ということについて、民間の債権債務関係に及ぶということでありながら、幾つかのものは除くということなんです。国の債務ということについても、これは支払い猶予が及ぶというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○大石政府参考人 どの債務を具体的に対象とするか、それはまさに緊急政令の内容にかかわってくるわけでございますが、対象としてはそのようなものを否定しているわけではございません。

○中塚委員 続いて、有価証券についてです。この有価証券の売却そしてまた配当ということもが債権債務関係と言えるかどうかということにもなると思いますが、支払い猶予というのはこの有価証券にも及ぶのか否か、御答弁をいただけますでしょうか。

〔増原委員長代理退席、委員長着席〕

○大石政府参考人 先ほど申し上げましたように、この対象になりますのは金銭債務でございます。有価証券のうち手形や小切手などの金銭債務に基づくものにつきましては、対象になると考えております。

○中塚委員 というわけで、このモラトリアムについては、過去も、そういう金融システム不安のときなんかには実行されております。そして、モラトリアムを実施したとしても、その支払いの猶予ということについてはいつか期限が来るわけであつて、先ほど総裁も、お帰りになされましたけれども、私は、そういう非常事態においては、モラトリアムはあるにせよ、最終的には、そういった損失というものが出るような場合に、日本銀行の場合ですけれども、やはり国として損失補償をするということとはあらかじめ考えておく必要があるのではないのかというふうに思うわけなんです。

谷垣財務大臣、いかがなんでしょうか。日本銀行として、モラトリアムがあつたにせよ、その間、日本銀行がお金を出してつないでいく、そして支払い猶予にはいつしか期限があるわけでありますから、期限が来た場合に焦げて返つてこなくなるということは十分に想定される。あの山一の破綻のときなんかもそうでした。まだ返つてきていないお金というものがあつたことになるわけなんです。そういう場合には、私は、損失補償、政府としてちゃんと補償するという規定というものが必要なのではないのかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○谷垣財務大臣 この今の現段階では、今おっしゃったようなことまで想定はしておりませんが、それはいろいろ、現実にはそういう事態が必要になつたときにきちつと考えるということではないかと思ひます。

○井上国務大臣 いわゆる補償ですね、これは事前には対象にならないと思うのでありますが、要は、そういう武力攻撃によりましていろいろな人が損害を受ける、損失を受けるというような場合にそれについてどうするか、そういうことに関連をいたしますので、これは武力攻撃事態が終わりまして、国全体としてどうするか、そういう中で決めていくべき問題だろう、こんなふうに思ひます。

○中塚委員 いや、決めていくべき問題であることは間違いありませんけれども、国として日本銀行に対して特別融資なりなんなりを要請して、財務の健全性というものが確保されない限りは、有事の際に急激に通貨膨張が起つたりしてインフレになるということは、世界じゅうでよくある例ですね。やはりそのときは、もう全力を挙げてやっていかなくちゃいかぬだろうというふうに私は思ひます。それは指定公共機関であるかないかにはかわらず、そしてまた認可法人だろうが民間であろうが、そういうことには関係なく、やはり生じた損失ということについては補償するというのが当然だろうというふうに思うわけですので、そこをぜひ御検討いただきたいというふうに

思ひます。

では、これで終わります。

○自見委員長 次に、末松義規君。

○末松委員 民主党の末松でございます。

まず、本題に入る前に、私、連休中、アメリカに行つてまいりまして、日米安全保障協議会という中で、メンバーに加えさせていただいて、この委員会でも久間理事また前原理事、遠藤理事、そして、この委員会の先生ではございませんけれども、額賀先生、今津先生、西銘先生等と米軍の防衛についていろいろと話をさせていただいて、私は、新たな認識も得て非常に喜んでゐるわけであります。

特に私の方で感銘を受けましたのは、ABLといひますか、エアボーンレーザというレーザ兵器でありまして、ロサンゼルスのエドワーズ空軍基地まで行きて、外国人には初めて見せるという、エアボーンレーザという兵器といひますか、そのレーザ兵器を見せてもらつたわけなんです。

これは、実際にジャンボ機の中に化学装置が積まれていて、そして、レーザ砲でジャンボという飛行機の中から空中で照射をする。ターゲットとしては、今考えられているのが、弾道ミサイルがブースト段階といひますか、打ち上げ段階のところの燃料施設のところをねらつてレーザを照射して、それを撃つてこのミサイルを破壊するということのような兵器であります。これに対してアメリカ政府は約九千億円近い金を使つてきたという話でありました。

このレーザ兵器がすごいと思うのは、ミサイルに対する対応だけではなくて、将来的な技術開発として、例えば飛行機に対して地上からレーザを撃つていく。007の映画がありましたけれども、ああいった感じで、高濃縮したレーザを一挙に照射して、それで相手の兵器を撃ち落とす。久間先生もよくごらんになられましたから、おわかりになると思ひます。さらに、これは対戦車、戦車についても、いずれ、このレーザ

の種類を変えることによって兵器として使えるし、また、当然、人に対しても、それは殺人兵器ともなるわけであります。

私自身がなぜこの兵器に対して感嘆をしたか、感激をしたかといいますと、私自身、日本の防衛というのは、兵器を無力化するような装置、そういったものを開発できないかと、ずっと数年間ほど考えていたんですね。

特に日本の場合、議論すると、必ず最後は、核兵器を持たなきゃいけないんじゃないかと、そのためにアメリカの核の傘に入らなきゃいけないとかいうような堂々めぐりの議論になっていくわけですが、このレーザー兵器がさらに進化した形になっていけば、日本に対してやってくるミサイルやさまざまな飛行機あるいは兵器がそのレーザーによって無力化していくことが明らかにあって、それがあれば日本も核兵器を持つ必要もない、全くなくなって、極めてこのレーザーというのはデیفエンスシブといえますか防衛的な装置として活躍できるという意味で、非常にここは画期的なものだろうというふうに思ったわけですね。

もちろん、このレーザー兵器に対して対抗措置がとられる。私も、あるアメリカの巨大兵器産業の会社に行つて説明を聞きました。レーザーに対抗するにはどうするんだと。そうしたら、ミサイル側にとってコーティングを変えていくというような対抗措置も考えられると。それに対して、では、レーザー兵器はどうするんだと言ったら、そのコーティングをまた打ち破るようなエネルギーの集中をやればいんだといううな、これは確かにいろいろとイタチごっこという面はあるわけですが、ただ、その大きなエネルギーが当たればこれは何らかの損害を当然与えるわけですから、非常に重要なものだと思います。

ですから、このレーザーの兵器に対して、日本としても将来的に大きくかわつて、アメリカとの協力を進めていくなり、そして、日本もそういった協力の中で独自のレーザーの技術を開発してい

く。これは極めて防衛的な兵器というか装置でありますし、それと同時に、ターゲティングといえますか、相手の対象物に照準をきちんと合わせられるようなネットワークシステム、これを開発していくということが重要になるんだと思いますけれども、防衛庁長官におかれて、こういうABL、エアボーンレーザーあるいは将来のレーザー兵器に対してどういうふうな御認識を持つておられるか、まずそこからお伺いしたいと思います。

○石破国務大臣 その昔はサイエンスフィクションの世界でしか見られなかったものがもうあつたという間に現実になるわけでありまして、委員と私は同い年でございますが、その昔、ウルトラマンというのがありまして、スペシウム光線なんというのを覚えていたような気がします。そういうのが本場に現実化してくるわけですね。ABLは、私も、五、六年前から、こういうものがあるということに聞いておりましたが、これが本場に現実化しつつあるということ、今委員のお話を聞いて、そうだなと思つたわけでございます。

弾道ミサイルがブースト段階、つまり地球の重力に逆らつて上がつておりますときは、まず遅い、それから、分離されていらないから大きい、赤外線を出すので探知がしやすい、まだ分離されていないのでマープ化もされていせんから見つけやすいということがありますので、その時点をたたくのが一番いいということだと思います。それはエアボーンレーザーが一番有効であろうと思ひます。

ただ、この難点は、どこかは申しませんが、内陸部のかなり深いところから撃たれました場合に、エアボーンレーザーの射程距離にもよりますが、余りこれが長くございせんもので、それを撃とうとしますと内陸部まで飛行機が入つていかなければならないということになった場合に、我が国の場合には極めて憲法上も難しい話が出てくるのかなというふうに考えております。あるいは、その場合に、入つていくということは、仮にそれは憲法論を除外して考えましても、迎撃戦闘機も

上がつてくれば対空ミサイルも撃たれるわけでありまして、それをどうやって無力化するのか、こういうお話が出てくるのだらうと思ひます。ましてや、ブースト段階ですから、どこに落ちるか分からないという状況でございまして、それを落とすということが憲法との関係でどう整合するのだという議論もあるだらうと思ひます。

ただ、私が思つておりますのは、十六年度予算でお認めをいただきましたミサイルディフェンスというのは、我々の場合にイージス艦とPAC3でやるわけですが、その前段階としてエアボーンレーザーを仮に合衆国が持つた場合に、我々のミサイルディフェンスの信頼度はどうなるかということが一点。

それからもう一点は、委員御指摘のように、何も弾道ミサイルだけではなくて、地上配備あるいは水上艦に配備するということを行いました場合には、私どもとしては核を絶対持たないわけでございますから、これが抑止力としてどれだけの意味を持ち得るか、私はそれと大いに価値のあることなのだというふうに現状においては考えております。

あるいは、それは、エアボーンレーザーで考えておりますのは、今、多分、推進システムもしくは燃料タンクの最も脆弱なところに当てるという発想だと思つておりますので、これが非常に高い硬度、そういうものを持つたものに本心にどれだけの有効なのかという研究もこれから先していかなばならないのだらうと思ひます。

これはまだ私どもの中で具体的な構想があるわけではございません。しかしながら、私は、これは、本心に私どもとして研究をしてみる、あるいは合衆国と一緒に共同研究をしてみようということについて、これは政府全体の意思決定でございまして、ここから軽々なことは申し上げられませんが、私も、我が国のいろいろな専守防衛の発想からいきましても、そして、決して侵略国にならないという形からいきましても、抑止力の観点からい

いうふうに考えております。いずれにいたしましても、私は現物を見ておりませんので、いらつしやいました委員初め多くの方々のお教をいただきながら、これから先考えてまいりたいと思つております。まだ断定的なことを申し上げる段階ではございせんが、今後ともお教をいただければ幸いに存じます。

○末松委員 ぜひ見に行つていただきたいと思ひますし、アメリカ側も石破防衛庁長官であれば非常にまた歓迎されるんじゃないかと思うんですね。

今、エアボーンレーザーがどのくらい飛ぶかという問題、当然だと思つて私も質問したんです。それはひそひそと質問したんですけれども、そうしたら、今の段階で数百マイルから数千マイルまで飛ぶんだという話を聞いていました。それがさらに研究段階を経ていけばもっと伸ばせると。ただ、幾ら飛ぶのかは、本当にこれは極秘の話ですから、そこは勘弁してよという話だったんですが、これがかなり飛ぶという話であれば、別に、内陸部であらうが、あるいはもうちょっと、ミサイルがブーストを超えてミッドコースに入つてターミナル段階でも、これはミサイルを撃ち落とせるというふうなことが考えられるわけなんです。

だから、今、アメリカは巨大な予算を使つてやっていますけれども、日本としてそれだけのまた予算を使えというのを私は主張しているわけではありませぬけれども、ただ、これは、さらに研究を重ねていった場合に、非常に精度の高い、そして専守防衛の理念にもかなうような、そういう防衛システムになり得るということ、今、石破長官が、検討に値する、あるいは研究に値する、という形で言われましたけれども、そこは強力に、私は、核を持たない、専守防衛の日本にとって、このレーザーが開発されれば、理想的なレーザーが開発されれば、兵器のシステムそのものが根本から変わつてきますから、ぜひその研究をやつていただきたいと思ひます。まず、それは本題に入る前

にお話をさせていただきました。
では、本題に入ります。

私の方は、今、修正協議の方も話が進んでいるという話でございますけれども、これは井上大臣に、前回も申し上げたんですが、政令とか行政規則、これを緊急時の場合に保存する義務ということとをきちんとやった方がいいというお話をしたんですね。大臣の方から、この法律、法体系は特別に保存義務あるのは国会への報告というのはないよというお話でありましたけれども、アメリカの国家緊急事態法にはそれはきちんと書いてあるわけですよ。大統領の方できちんと、緊急事態が始まってから発せられた大統領令とか細則あるいは行政規則、これは全部保存せよ、そして議会に報告せよということが書いてあるわけです。

それは、なぜそんなことが書いてあるかといいますと、とにかく、本心に戦争とか戦争状態になったら、各行政機関、さまざまな行政命令あるいは通達なんかも出さなきゃいけなくなつて、混乱を回避するためとか、こっちの道路を使うとかあつちの道路を使えとか、そして、ちよつと本部ができるから、悪いけれどもこの家を全部使わせてもらうとか、あるいは破壊するんだと、いろいろなことが考えられてくる。そういうときには、もし行政命令が確認されていないならば、例えば、後で、戦後で、戦後の補償を、家が壊されたから、これは政府の命令によつて壊されたんだから補償してほしいというときに、実はそんな命令を出していないよと言われたり、いや、それが実はなくなつたんだ、そういうことはわからないと言われたら、補償そのものが請求できなくなつてしまふわけですよ。

だから、一般の行政の、例えば官報に行政規則とか政令とか書かれている、あるいはその目録とか索引は書かれているかもしれないけれども、それをさらに、この緊急事態にあわせて、特に通達とか、そういった官報に載せられないようなものも各行政機関がきちんと、何を命令し、何を指示して、そしてどうなつたかということをは

はつきりさせるためにも、これは、保存義務と、それから、シビリアンコントロールの立場から国会に報告をすべきじゃないか、こういうことをやはり入れるべきじゃないかと思うんですが、改めてそれに対しての答弁をお願いします。
○井上国務大臣 この前も御答弁したかも知れませんが、文書の保存期間につきましては、各法律によりまして保存期間を決めるということをしておりませんで、日本の場合は行政機関の保有する情報の公開に関する法律という法律がありまして、これで統一的文書の取り扱い、保存を含めて書いています。

まず、保存につきましては、各行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理しなさいと書いてあります。政令では、行政文書の分類でありますとか作成とか保存とか廃棄についての基準、あるいはそのほかの管理のやり方につきまして書いておるんですね。それに基づきまして、各省庁、各行政機関の長が、省令におきまして、それぞれ文書は何年保存するかということを決めているわけですね。そういうことです。

したがって、今の御意見は、有事の関係の資料につきましては統一の基準で保存したらどうなのか、こういう御趣旨かと思うのであります。一般的な法律の場合は三十年となつていますが、省令ですと五年ぐらいい、こうなつていて、法律は三十年で保存が切れるということじゃありません。ずっとそれは延長ができますから、それはできるのでありますけれども、有事の関係については、法律はどうだとか、あるいは政令はどうだとか省令はどうだとか、あるいは、この法律の実施に伴う例えば補償なんか書類がありますけれども、それをどうするかというようなことを統一的に決めていつたらどうだというような御意見のように私は伺いましたけれども、その辺の

ところをよく調整しまして、一応標準的な保存期間というものを定めていかないとけないんだな、そんなふうに考えます。

○末松委員 だから、そういった基準をつくつてやつていくということを今おっしゃつたんですか。それをもう一回確認します。

○井上国務大臣 これは当然、法律の場合は保存期間があるんです。決めるんです。法律を、さあ、成立したらそれで処分をする、廃棄をするということとはあり得ないわけでありまして、通常の法律の場合は三十年と決めて、それを更新しているわけですね。

だから、もちろんそういうことをするのでありますけれども、今のお話は、有事の関係の資料については統一に、ある省は何年間もやるけれども、ある省についてはまた違う期間でやるということのじゃなしに、ある種の統一の基準を決めてやつたらどうだというような御意見と私は伺つたのであります。できるだけそれに沿うような保存期間を決めるようにしていきたい、こういうことを御答弁いたしました次第であります。

○末松委員 保存期間は、それは確かに補償の前提となる話ですから、そこはきちんとした一定の保存期間が必要だと思ふんですね。

ただ、それは、公開される場合には政令とか行政規則だけですよね。例えば、通達とかさらには何か指導したいなものとかが、あるいは、これは防衛庁になるんでしょうけれども、今言つたように、この道路を使うとか、それがためにそこにあつた店屋さんが全然商売ができなくなるといったこともいろいろと考えられるわけですね。それは、現地で例えば公文書が何か手渡すとか、そういうふうなこともあり得るようなことも聞いたんですけれども、そういうことについても、一つ一つ、そこはどんな命令を出したのかということも行政機関の方もチェックしておかないと、後でそこいろいろな補償とかいう話になつた場合に、いや、そんなことをやつた覚えはないという一言で片づけられたら、国民保護という名が泣くんです

よ。そこら辺についてはいかがですか。

○井上国務大臣 これは行政文書でありますから、行政に関するあらゆる文書ということでありまして、保存を必要とする文書、保存を必要とする行政文書と理解していいと思うのでありまして、後々問題になりますようなこと、例えば、だれにだけ補償したかというものは、これはやはり残していると思うのでありまして、それは残っていると思うのであります。

だから、今のお話は、ある省に行きますと五年しか残っていないけれども、ある省へ行つたら十年残っている、それはおかしいじゃないか、だからそれは統一したかどうかというふうなお話じゃないかと思うのであります。

私は、今は、今の制度というのは各省庁の長が決めるようになってはいるんですよ。だから、文書の保存の法律があり、政令があり、そして規則がある。規則には各省庁が決める規則でありまして、その中で保存期間を決めているわけです。だから、それを統一したかどうかということは、これはこもつともだと思ふのでありまして、できるだけ統一されるような基準でやりたい、こういうことを申し上げたわけでありまして。

○末松委員 ちよつと私の言っている意味がまだおわかりになつていないかもしれません。

では、防衛庁長官に聞きましょう。

今私が申し上げた、例えば、これは司令部として使うから、あんだ、ここからちよつと必要なやつとといったところの命令というのは、別に行政規則で定めるわけじゃないですね。要するに、業務命令とかいうのか、そういうときに、どういう指令、指令書みたいな、あるいは、何か公文書は出ますか、出さないんですか。

○石破国務大臣 これは、口頭ということはないですね。口頭だけでやるということではなくて、当然、御了解を得て、その所有者の方の御同意もありません。御了解を得るということは原則としてございませぬ。御了解を得るわけでございますし、その御了解を得て私どもが使わせていただくとする

ば、行政文書というものが発せられるということにはこれになります。

そのときに、委員がおっしゃいますように、そのことによって、それが経済的な活動を営むところの拠点となるような建物であった、それを使っている間に逸失利益のようなものが生じた、それをどのような形にするのかというときに、やはりそういうような文書というものがあつたということ、私は、私どももいたしましては、国家として、逸失利益があつたときにはそれを補償するというのが当然のことだと思ひます。

ただ、それが戦乱時の、仮に戦乱という言葉を使うとすれば、大変なごたごたの中で何がどこでどうなつたかもよくわからぬというようなことがないように、何らかのエビデンスというものは、それは当然に必要なものというふうには考えておりますが、これは今後どのような形にするのか、私だけでちよつとお答えできる範囲を超えておりますけれども、当然、そういうものは明確に残しておくということにならうかと考えております。

○末松委員 井上大臣、わかりましたか、私の言っている意味が。そういうことなんです。ちよつときよんとされていくようなんです。

要は、そういう軍事的な意味で、そのような命令、それを公文書でちゃんと残す、そして相手にも渡す、それを保存する義務をここで、この緊急時の法体系のもとで、人権を一番侵害しやすいものだからそれをきちんと組み入れた方がいい。民主党では修正協議の中で今出しているという話を私も聞いていますけれども、そこをやつてくれというのが私の趣旨なんです。

それはどうですか。それはもう防衛庁長官だけじゃお答えに出来ないでしょう。それは所管の大臣が答えてくださいよ。

○井上国務大臣 いや、私はもう十分に答えていると思うのでありますけれども。

普通、行政文書というのは、もろもろの文書を指すんです。それは、法律とか政令とか省令だけではないに、もろもろの文書です。例えば補償な

んかすれば、補償に関連した施設なんか、これは行政文書なんです。それを、どれを保存するかしないかというのは、今のところは各省庁の長が判断するようになっていくわけですよ。(末松委員「それをやつてくれと言っているんです」と呼ぶ) だから、それについては、今そういうような法律の体系になっているということを私は申し上げていくわけですよ。(末松委員「既に上がっている」と呼ぶ) それは、既に上がっているわけですよ。いや、私は、これから成立する法律は別ですよ、成立している法律等については既に上がっていることを言っているわけですよ。

○末松委員 それは何条に書いていますか。それはこの緊急時法体系にはないでしょう。(井上国務大臣「それはまだ法律じゃないですから」と呼ぶ) でしょう。だから、その法体系をそこで埋め込んでくれというのが私の主張なんです。

いいですか。それに、通達とかあらゆる行政文書を残せよということは、それは省庁は義務じゃないわけですよ。それは省庁が判断した中でやつていくだけの話なんです。いいですか。だから、この法体系の中で、人権を侵害しやすい状況が出てくるから、そこはきちんと残してくれ、残す義務を課せよということなんです。もう一度答えてください。

○井上国務大臣 答弁しましたように、行政機関の保有する情報の公開に関する法律では、文書を保存するというのは義務なんです。ただ、どういう文書についてどの期間残すかについては最終的には各省庁の判断に任されている。こういうことを私は申し上げていくわけですよ。したがって、これは単に法律とか政令とか省令、規則だけではなしにいろいろな関連する行政文書が含まれる、こういうことを申し上げていくわけであり

ます。

だから、ずっと同じことを言っているんじゃないかと私は思うのであります。特に問題のありますような買収なんかのことというのは残ると思ひます。そういうのは残すと思ひます。例えば、

ある土地を買収したとか使用した、それに対しだけの補償をしたかというようなことは、これは残すと思ひます。

○末松委員 では、権利義務に関する、人権に関する、あるいは財産権も含めて、それを制限するようなものは、つまり、アメリカの法律はどうなっているかという、すべての命令等について残せよ。残す義務があるんですよ。そういう形になっているんですよ。(井上国務大臣「なっている」と呼ぶ) 今の段階でですか。通達も含めてですか。行政文書、本当にそう言っていますか。それはなっていないと聞いているんですけれども。

○井上国務大臣 もう既に成立した法律、あるいはそれに関連するものは義務になっていますよ。今の段階でいえば、法律案なんかは、仮に、法律案を出しただけに終わるような場合は、法律案としてこういうものを出したという、それは残ります。まさにそういうことを管理しろという法律なんです。この行政機関の保有する情報の公開に関する法律というのはそういう法律なんです。

○末松委員 いや、それは私の受けた説明とちよつと違うな。

それは緊急時法体系にないから、だって、大臣がその前に答えたのも、そういう答え方をされていますよ。だから、保有とか保存についてはこれからのいろいろ考えていかなければいけませんねというふうな答弁をされているんですよ、大臣自身。

ということ、今、全然もう問題ないのであれば、今の法体系がすべての、例えばさっき石破大臣に言ったように、ここをちよつと立ち退いてくれというふうな文書もすべて防衛庁が保存して、それは各省が判断して、これは残すけれども、これは要るなんという判断しなきゃだめなんです。これはすべての文書を残せよということなんです。私が言っているのは、それがアメリカのこの国家緊急事態法における趣旨なんです。それが日本にもあるんですかと聞いているんですよ。

○井上国務大臣 それはあくまで、日本の場合は、主要な法律とか政令とか、それはあります。だけれども、細かい文書については各省庁の判断に任されているんですよ、それは何年残すとか残さないとかという。

だけれども、行政文書は管理するということがなっていますから、私は、通達とか、あるいは公費を支出する対象になるものの買収なんかは、これは当然のこととして残るものだと思います。

○末松委員 保存期間だけが各省の判断になっているんですか。それとも、その行政文書は、どの行政文書を残すか残さないかも、これも各省庁の判断になっているんですか。それとも、それは統一的にすべて残さなきゃいけないようになっていくんですか。どつちなんですか。

○井上国務大臣 これは、主要な文書というのは当然対象になるんですよ。(末松委員「それをすべて残せよと言っているんですよ」と呼ぶ) いや、すべてとは何だということでしょう。例えば、いろいろな会議をやつた、会議の記録まで全部残すのかというふうなことになりますと、そこは各省庁の判断でやつていいじゃないか、そういう法律の建前。もつと詳しく、その文書がどこまで義務づけられるかというものは、今ちよつと手元に持っていないけれども、それはありますので、後でまた御答弁したいと思ひます。

○末松委員 それでは、この議論をしていてもあれなので、そこは政府の統一見解をきちんと、現状はどうなのかということ、それで、この緊急時の方、私の言っていることをこれからどうするかというのを、ちよつと委員長、理事会でそこは統一見解をお願いします。

○自見委員長 末松委員に申し上げます。後刻理事会で協議をさせていただきます。

○末松委員 あともうちよつとだけ。

これを保存して、あともう一つは、国会に報告せよというのがアメリカの法律なんです。それは、行政機関だけが持っているのもいいけれども、もし行政機関が何かの形でそれを消失したとかそ

ういうこともありすし、また、シベリアンコン
トロールという立場もありますから、これを国会
に報告せよということ、私は、行政行為の透明
性が増すということもあって望ましいと思いま
すし、また、何を戦時中に政府がやってきたかとい
うことの記録をきちんと残すことによって、後世
の判断が客観的にできる。そういうふうな客観的
に判断できるといふことから、今度は、行政が行
き過ぎた行為をやったかやなかったか、これが
判断されるから余りむちゃなことはなかなかで
きない。後世のことも意識しながらやっていく。そ
こで、合理的な発想の行政が戦時中においても
あるいは緊急事態においてもできるんだらうと思
うんですね。

私が聞きたいのは、国会への報告、それにつ
いてはいかがですか。

○井上国務大臣 今の法律は、行政文書、だか
ら問題になりましたものにちよっとバックするよ
うだけれども、要するに、行政文書というものは何
だというそのお尋ねだと思ふんだけれども……
(末松委員「最初はね」と呼ぶ) ええ、最初は。だ
から、それははっきりしましょう。それは今ちよ
つと手元に持っておりませんけれども。

それから、第二点目の問題は、法律には確かに
そういう規定は入れておりませんけれども、行政
機関の保有する情報の公開に関する法律の中で
は、これを一般の閲覧に供しなければならぬ、
こういう規定になっているわけですね。というこ
とで、現在のところ、この公開法に基づいて公開
している、したがって、国会議員の皆さん方もこ
れによって知り得る立場にある、こういうこと
になっていると思ふます。

○末松委員 官報等、通達も含めて、あるいはそ
ういった命令も含めて、国会の方で知り得る立場
にある、そうなっているんだというのが今の大臣
の答弁であるならば、そこはそれでよいと思いま
しょう。それでいいんですね、私の理解で。

○井上国務大臣 これは、行政文書の定義まで出
てまいりましたので、それもあわせて読みますと、

「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成
し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であ
つて、当該行政機関の職員が組織的に用いるもの
として、当該行政機関が保有しているものをい
う。ただし、次に掲げるものを除く。」とありまし
て、「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定
多数の者に販売することを目的として発行される
もの」、「政令で定める公文書館その他の機関にお
いて、政令で定めるところにより、歴史的若しくは
文化的な資料又は学術研究用の資料として特別
の管理がされているもの」、これは除かれるわけ
ですね。

ですから、御心配をされているようだけれども、
おおよそ言われているようなことは保存しない
といけない文書になっている、こういうことであ
りますが、問題は保存期間ですね。保存期間をど
うするか、ここは確かに各省庁の判断するところ
でありますから、その点については、それは委員
の立場からいえば問題があると言え部分じゃな
いかと思ふんですが、あとは閲覧に供しますから
ただしし、それを国会に報告しろというぐあい
にしるというのは、それは一つの議論として私は
あると思ふます。

○末松委員 国会議員が知る立場にあるとい
うことが確保されるということが一番肝です。い
ずれにしても、政府の統一見解を求めるとい
う形にいたします。

それから派生した問題で、例えば強制使用、
それで、このけといつたときに、いろいろと使
つてその家屋が損壊したとか、あるいはここに道
路をつくるからといつて家屋が一部破壊され
たといつたときに、後で補償を求めるといふ
わけですけれども、そのときに、挙証責任とい
ふのはどうなるか。

つまり、昔の家はこんな形でしたよ。戦車
が通つてどうもこれが半壊してしまった、その
ときに、確かに命令文書はあったけれども、
原状回復を何とかしてくれよ。これは当然の
権利ですね。そういうときに、いや、お宅はそ
んなに立派な家じゃなかったでしようというふう
に言われると、これまた請求する方は泣いちゃ
うんですね。という、昔の家を写真で撮ってお
きなさいといふのか、今度はこうなるわけだ
よ。そういうときには、一般の国賠法みたいな
形にすれば、挙証責任はやる個人である。あん
たが写真を撮つていなかったから、もう原状は
どうかわからぬじゃないか、もともと家の設計
図は燃えちゃって、ないじゃないか、だったら補
償なんかできないよ、幾ら命令書は持ってい
てもと言われたら、泣き寝入りになるわけだ
よ。それはどうなんですか。個人のそういう
ことを、挙証責任があるんだつたら、あらか
じめ写真を撮っておけ、そういうふうなことを
政府は国民に知らせるべきですよ、もしそ
ういうことになるとなるんですか。

○井上国務大臣 これは一般の、何とい
いますか、民法なり行政法の中でのルールに
従うと思うんですね。

この補償の場合というのは、その権利者が
しかの損害を受けたからということと補償を
請求してくるわけですから、委員のおつし
やる挙証責任という点からいえば、自分で
これだけの損害があるからしかじかの金額
を請求する、こういうことになると思うん
です。

それに対して、行政庁の方、処分庁の方は、
いやいや、こうだからこのぐらいに査定
をした、こういうことになるわけでありま
して、その査定した部分についての挙証
責任というのは、これはやはり処分
庁がやるわけだと思ふます。

さらに、それに争いがある場合は、当然、
訴訟になりますけれども、その場合は、
やはり民法な一般的な補償のルール、
それに従つて行われる、挙証責任はど
ちらかが持つということになると思
ふます。

○末松委員 そうなると、国民でちよつと
ぼんやりしている人が後で損をするとい
う話になるでしょうから、そのところは
政府がきちんと広報して、そういうこ
とだよという話をしていかな

きやいけませんね。そのところはま
さしくそういう形でやるべきだとい
うことを申し上げて、次の
テーマに移ります。

多分、戦時区域という立場で、この
辺が戦時区域になるとしたら、
みんな避難せよという話にな
ると思ふんですね、軍事的には
そうしたら、例えば床屋さん
をやっている人は、その地域、
危ないからと言われた、その
次の日からおまんまの食ひ上
げになるわけですよ。そうい
ったときに、実際、配給のシ
ステムというのはあること
になりますね。それは自治
体がケアするのかもしれない
です。そういう配給のシステ
ムというのはきちんとして
あるんですか。それを答えて
ください。

○井上国務大臣 これは、法律上担保
されているというよりも、事
実の問題としてそういう問
題が出てくるわけでありま
すから、それに対応するよ
うな相談の窓口をつくら
うとか、あるいはいしな
な機関がそれを担当する
とかというふうなことで
……(末松委員「だ
れが担当するの」と呼ぶ)
例えば市町村とか県とか、
そういうようなところが
中心になります、場合
によっては国がなる場
合もあるかと思ふま
すけれども、そういう
人たちが事実の行為
として事実上調整を
していく、こういうこ
とになると思ふ
ます。

○末松委員 これは麻生大臣に聞
けばいいのかもしれませんが、
市町村がそういう
形でやるということ、
当然でしょうけれども、
炊き出しから始ま
つて、いろいろと配
給したり食料を提
供したり、それは
そういう形、そ
ういうことになる
ぞという話は各
自治体にはして
あるんですか。

○麻生国務大臣 末松先生、これは
状況によって、自治体
がと言われますが、
その自治体ごと
に丸々戦時区域
かもしませんが、
だから、その場合
、その自治体
が責任を持て
ませんから、要
避難地域から
避難先地域とい
うことになり
ますので、県
外になるかも
しれませんし、
その避難先地
域に指

定されたところのあれで、突如降りかかってきた話ではあるかと思いますが、そのところの行政体が当面倒れることになりましようし、その分は、後で何らかの形で政府が補償したり何かするということに現実問題としてはなろうと思えます。

ですから、前提を物すごくきちんとしないと、なかなか答弁の仕方が難しいとは存じますが。

○末松委員 まさしくそれは、戦場地域がどのくらいの範囲なのか。でも、東京の大体半分ぐらいは戦場地域とか、結構大きな地域というのはよく自衛隊の方からお伺いしているところでありますから、それは県外で。では、東京で、例えば二十三区で起こったところに避難するのというようにどこかというの、机上の訓練がなされていないんだらうなと思うわけですけれども、そこら辺のところのアレンジというのはどうなっているんだらうということでありますけれども、そういう机上の訓練というのは、余りにも前提が漠としていっているからできませんよという形になるんですか。

これは防衛庁長官にも関係してくるのかな。その前提が、どこが戦場地域になるか全然わからない、だからその場ですべてやらなきゃいけないという話になるんですか。そういうときというのは、その場でさっとできるものなんですか。ちよつと難しい質問ですけども、答えられる中で答えてください。

○井上国務大臣 ちよつと質問の趣旨が十分に読み取れていないと思うのでありますけれども、例えば、避難をする、避難をしたときの生活、衣食住ありますけれども、これはだれが面倒見るのか、こういう趣旨の質問ですか。——それは、具体的状況の中で決まってくるわけですね。どこへ避難をするかという避難、避難については、これは都道府県知事が避難の指示をするわけでありまして、避難の誘導をしていくのが市町村長でありますから、あと、炊き出しとか衣食住についての面倒は、したがって、これは都道府県が見る、こう

いうことになるわけです。実施は、実際にはやはり市町村がやっていくことだと思えます。

○末松委員 言葉で言うのは簡単なんですけれども、例えば何万人かがばあつと避難して、さあ、あしたから食料をどうするかといったら、正直言って、これは大変なことですよ。だからこそ戦争なんかやつちやいけないうちの強い争いなんですけれども、本場に十万人、あしたから食料といったら、もうとんでもない大変なことですよ。

そもそも私が聞きたいのは、食料の確保義務とか、ドイツの緊急事態法なんか見たら書いてあるわけですよ。そういった食料とかエネルギー、そういう確保義務というのは、簡単に炊き出しとおっしゃるけれども、配給とおっしゃるけれども、ストックとかそういうものはどうするんですか。あるいは、こういうのは何か、ドイツみたいに備蓄といふところまでいくのが妥当かどうか知りませんけれども、この法律はその辺は何か想定しているんですか、全くしていないんですか。

○井上国務大臣 現在におきましても、都道府県が中心になりまして備蓄をしているわけですね。これは通常の災害なんかを想定してやっているのではありませんけれども、有事の場合も当然備蓄をすべきでありまして、備蓄の意義というのはたしかこの規定を置いていると思うのでありまして、どの程度の備蓄をするかはこれからよく検討していく必要があるかと思ひますけれども、やはり備蓄は必要であるというふうに思ひます。

○末松委員 それから、この法律、実面でちよつと話をしていきますけれども、避難した人は職業もないうわけですよ。何か救助活動、ボランティアでやるかどうか知りません。だけれども、そういう人たちに例えばある一定の額の所得保障みたいな、あるいは、もう着のみのままで避難した人が、例えば東京から北海道に、親戚がいるからそっち側の方に行つて面倒見てもらうというようになるときにお金もないといったときに、そういった一定額の所得保障みたいな制度的なものというのは、この法律上はないですよ。こういうことは全く

想定しなくていいという判断のもとに立っているわけですか。

○井上国務大臣 いわゆる小遣い銭のようなものというんですか、あるいは生活費ということですか、そういうことを言っておられるんじゃないかと思うのでありますけれども、特にそこは想定しておりません。それはやはり、必要なものは一応身につけて避難をしていく、こういうことになるかと思ひます。

○末松委員 みんな自助努力でやっていくという話のように聞こえますが。多分、そういうときは、銀行の決済システムの機能なんというのはいくら損害が出ていっても十分予想されるんですよ。だから、そういったことも検討していくべきじゃないかということをおし上げておきます。

次に移りますけれども、最近、アメリカで、捕虜の問題、虐待の問題が問題になっておりますけれども、捕虜についてはこの法律で定められております。

そのとき、私がちよつと感ずるのは、アメリカの軍の行為、これが、アビュースというんですか、要するに捕虜虐待とかそういうときの、例えば自衛官が仮に今の米軍と同じような状況に陥つたとしまししょう。相手の捕虜を虐待した、あるいは誤つた行為を行つた、そういうときに、チェックする機能というのはどこが負っているんですか。

○石破国務大臣 委員のおっしゃいますのは、日本有事において捕虜を私どもが捕獲をした、そこにおいて自衛官が虐待をしたらどうなるか、こういう御質問でよろしゅうございますか。——虐待はしません。しません、仮にそんなことがあつたらどうするのだという御指摘だろうと思ひます。

それは、結局、ジュネーブ第三条約に何が書いてあるか、委員御案内のとおりでございますが、まず、利益保護国及び赤十字国際委員会の代表者は捕虜がいるすべての場所を訪問することができ、そしてまた、本法律案においては、自衛隊の捕虜収容所長は、利益保護国代表者の任務を尊重

し、その遂行に支障が生じないように特に配慮しなければいけない、そして、その利益代表保護国の代表者が捕虜に面会を求めたときは捕虜収容所の職員は立ち会つてはいかぬ、こういうことになつておるわけでございます。チェック体制というものは、つまり、違法な行為が行われたかどうかというのを外部で最終的にどのようにチェックをするかということ、最終的にこういうのが担保です。(末松委員「内部で」と呼ぶ)

内部ではどうかということになりますと、これは、捕虜収容所長の権限というののもジュネーブ条約には定められておりますし、同時に、特別国家公務員陵虐罪とか、いろいろな罪名はございます。あるいは、逮捕監禁罪みたいなものもございします。傷害罪もあるかもしれません。いずれにいたしましても、それは国内刑法において担保をされ、それは基本的に警務官が負うというふうに考えておる次第でございます。

○末松委員 それじゃ、戦場中に、いや、これは自衛隊にとつてはあり得ないと思ひますよ、あり得ないけれども、あり得ないと言つていた米軍がああいうことをやつていたという位置づけのもとで質問をするのであれば、自衛隊が軍事活動をやつているときにジュネーブ条約違反を起した、あるいは違反を起した者がいたといったときのチェックはだれが行うんですか。

○石破国務大臣 これは、なかなかシチュエーションを想像するといろいろな例が浮かぶのだからと思ひますが、基本的には警務官ということになるわけですね。(末松委員「戦場で」と呼ぶ) 戦場です。

戦場で行つた場合にはどうなるんだということになりますと、つまり、部隊の長に、部隊等において犯罪が発生したときには、速やかに最寄りの警務部隊または警務官に連絡をしなければならぬ、という義務が課されておるわけでございます。これは何において課されているかという、自衛隊犯罪捜査服務規則第二十七条第一項ということになつておりました、部隊の長には、何かが

あつたというときには、とにかく警務部隊、警務官に連絡する義務というのを課しておるわけでございます。

もう一つは、これは一般的な規定になりますが、委員御案内のとおり、刑法第二百三十九条というものがございいます。刑法第二百三十九条には、個々の隊員についてでございますけれども、これは「官吏又は公吏」という書き方をしておりますが、これは自衛官にも当てはめて考えることができるわけですが、個々の隊員については、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発を行う義務というものが課されておるわけでございます。これは義務規定でございます。

○末松委員 そうしたら、敵側がジュネーブ国際条約にもとる行為を行ってきた、こういふ場合には日本側はどう、告発するんですか、あるいはこれは宣伝戦の一環としかならないんですか。○石破国務大臣 これは、例えば某国が日本に対して武力攻撃を加えてきた、それが日本人を捕虜にとり虐待をしたらどうなるか……(末松委員、あるいは民間人を「と呼ぶ)民間人を虐待したらどうなるかということでございますか。——それはやはり、それぞれの国において、これは例えば某国、某というふうな国にいたしますと、某国の中にいてそういうような作用が働かなければいけないということになって、実際問題、そこにおいて日本人の自衛官もしくは民間人が虐待を受けて、そのときに日本が何をすべきか。

つまり、その場合は有事なわけでございます。有事になつておつて、我々としては防衛出動が下令をされているという状況でございますから、そういう場合にどうやってその虐待を救済するかというよりも、むしろ、そのような行為を行つておる相手に対して、八十八条によつて権能が与えられておるわけですから、どのような武力の行使、武器の使用を含みますが、それを行うか、そして、民間人についてはどのように救出を行うかというような議論になるのだらうと思つております。

捕虜を虐待したことにつきましては、それは、基本的にはおのおの国の、ジュネーブ条約の遵守義務を負つておるわけでございますから、それによつて律せられるものと考えております。

○末松委員 多分、武力攻撃をはねのける方が先だとして、お答えだらうと思ふし、または、日本政府として、とんでもないことをやっていると云ふうな形のPRといひますか、そう言つていくんだらうというのが正解だらうと思ひますけれども、その国がジュネーブ条約を締結してゐなかつたら、それは我が方としてジュネーブ条約を締結、うちもしていなかつたんだね。今回するんだよね。それは守る義務はあるんですか。

○林政府参考人 ジュネーブ四条約というのは非常に普遍的な条約でございますので、世界の大多数の国が締結しているというふうな申し上げることができると思ひますが、同時に、ジュネーブ条約に定められております多くの人道的な規定と申しますのは、いわば国際慣習法化しておるということが申し上げられると思ひます。

具体的にどういふところの規定を念頭に置いておつしやつておられるのかにもよりますけれども、例えば、いわゆる被保護者、捕虜……(末松委員「民間人の虐待とかね」と呼ぶ)民間人、いわゆる文民に対する攻撃あるいは虐待、あるいは捕虜もそうでございますけれども、そういう戦場において弱い立場にある、被保護者と申しますね、そういう人々を虐待するといったようなことは認められないということは幅広い国際慣習法上の規定ということが申し上げられると思ひます。

仮に、そういうことが当然のように行われるというところもございしますれば、それはまず、そういうことをやめろということとを当然申し入れるということにならうと思ひますし、そういうことをやめなさいということが続いた場合には、これはいわゆる国際法違反の行為ということでございしますので、いづれ国家責任を追及するということが行われる。これはどの時点でどういふ形で行われるかというのとはまたその状況によるかと思ひま

すけれども、考え方としてはそういうことでございします。

○末松委員 ということであれば、その場ではなかなかどうしようもないというのが現実問題として出てくるんだらうと思ひますね。

もうちょっと深刻な問題を提起しましょう。アメリカはジュネーブ条約に入つていませんね。米軍が、例えば、一緒に、友好国で、当然同盟国としてやっていると云ふに、米軍が民間人を虐殺したとかそういうこと、イラクでちよつといふいろいろと問題になりかかつたりなんかしていることがありますけれども、これはちよつと仮定の話ですが、その場合には、自衛隊員は告発の義務を負うんですか、あるいは、負わないので見過ごすということになるんですか。これはだれが答えてくれるんですか。

○石破国務大臣 それは当然、見て見ぬふりということにはならないわけだと思つております。米軍がそういうことをするといふことを前提に置いて議論をするというわけではございませんが、それは、そういうような虐待行為といふものがありまして、そういう場合は、それはジュネーブ条約にたしか規定があつたはずでございますけれども……(末松委員「米側が」と呼ぶ)いやいや、それは米側が言わなくても、ジュネーブ条約に入つておる国としてそれを見て見ぬふりをするということはないといふふうに承知をいたしております。

○井上国務大臣 ごく一般論で申し上げますと、一般論で申し上げるということは、恐らく国際法とかアメリカ軍との間の協定その他がありますから全体として判断しないといけないと思ふのでありますけれども、アメリカはジュネーブ条約に入つておるはずですね、四条約に入つておると思ひますので、その違反はやはり日本の国内法違反にもなるわけでありまして、したがひまして、当然のこととして、日本の場合は刑事訴訟法に基づいて、国家公務員なんかの場合には告発の義務があるといふふうに思ひます。

○末松委員 時間がなくなつてきましたので、次の質問を簡単に申し上げますけれども、遺体の処理についてなんです。

一応、戦闘行為が始まつた場合に、悲しむべきことですが、御遺体といふのは出てきます。

自衛隊員が亡くなつた場合には、自衛隊法の例外ということで、墓地埋葬法ですか、それで、それは埋葬といふか土葬でも、自衛隊の管理下の土地等に埋葬されるというふうなことで、一般の方々が戦闘地域で亡くなつた場合には、これは自衛隊もしくはそういう方々が埋葬するかどうか、これはどういふふうに考えられるんですか。あらかじめ質問通告しておきましたけれども。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。不幸にも戦闘地域で一般の方々が亡くなられるようなことが発生した場合には、これらの方々につきましては、一般の法律案の救援の対象として、戦闘が終了し安全が確保された時点において、死体の捜索、処理を実施し、その後、遺族等の立ち会ひのもと、埋葬及び火葬が実施されることになるといふふうに考えております。

こうした武力攻撃事態、武力攻撃災害時におきましては、多数の死者が発生し、埋葬または火葬に係る通常の手続を実施することが困難な事態も想定されるために、一般の法律案におきましては、公衆衛生上の危害の発生防止のため、厚生労働大臣がその適用期間及び適用地域を定めた上で、死亡届を受理した市町村長でなくとも戸籍法の体系による手続とは別に埋葬または火葬の許可を行うことができるようになること、さらに、市町村長が埋葬または火葬の許可を行うことも困難な場合には、墓地または火葬場の管理者が埋葬または火葬の許可証の提出を受けなくても死体検案書等で死亡の事実が確認できれば埋葬または火葬を行うことができるようにするというような特例を設けることとしておりまして、これらによりまして埋葬、火葬等が円滑に行われるように措置することとしておると思ひます。

○末松委員 今の答弁のとおりということであれば、実際に一般の方が亡くなつたとき、戦闘終了時までほつておかれるわけですね、それは危ない

この中で言う国際の平和、安全への寄与という目的に入ってくるんではないか。いかがですか。

○川口国務大臣 アメリカのその先制的攻撃、先制的行動というふうにアメリカは言っていると思えますけれども、ということは、そもそも、そういう武力攻撃をするという理由づけとして米軍として使っているわけではない、我々はそのように考えていないということは前から申し上げていくわけですし、米軍が武力を使って攻撃をすることがあるとすれば、それは国連の憲章に従って行っていくことであるかと思えます。

ですから、いずれにしても、その六条のもとで何が入ることになるかどうかというのは、まさに国会においてどのような議論をなさって、どのようなことに対して自衛隊と米軍との間で役務と物品の提供があるか、あるということが適切かということをお考えになられるかということによることであって、先制攻撃も、その意味では安保理の決議も、これとは独立をした話であるということであるというふうに思います。

○赤嶺委員 私、国内法の整備の場合にそういうものをどう想定するか、こういう質問をしているわけです。

それで、国連憲章下で米軍は行動するということなんですが、現にイラクに対する戦争、これもそういう解釈で強行しているわけですが、この米英によるイラク戦争、こういうのも、結局、国内法という前提が成立しておれば支援していく、ACSAは発動する、こういうことなんですか。

○林政府参考人 済みません。ちょっと御趣旨を必ずしも理解したかどうか、あれなんですか、まずけれども、現に、イラク特措法……（赤嶺委員「あれとは違う、イラク戦争が始まる時の、開戦時の」と呼ぶ）開戦時には、我が国の自衛隊はそこにはおられないわけですから……（赤嶺委員「赤嶺委員」だから、前提が、それが成立している場合」と呼ぶ）いや、それは余りに仮定の話でちよつと答えにくいですが、ただ、そこは、大臣

がさつき明確におっしゃいましたように、どういう状況で、これはあくまで六条におきまして自衛隊が提供する根拠、方法ということをお願いしているわけですから、それはまさに国会が、どういふものならいい、こういうものならやるべきだといったことを御判断になって立法される、その立法があつて初めてその提供権限が生じるということをお願い申し上げているわけですから。

○赤嶺委員 もう一つ、ちよつとくだいようですが、少し確認の意味で聞きたいと思えます。

九八年八月、このときに、米軍が、ケニアとタンザニアの米国外務省連続爆破テロに対する報復として、国連憲章五十一条を根拠に、スーダン、アフガニスタンへの空爆を行った、こういうことがありますけれども、このケースというのは、ここで言う国際の平和及び安全への寄与に当たるんです。先ほどの説明からいくと、当たるという理解してよろしいんです。

○林政府参考人 この国際の平和及び安全への寄与に当たるのかどうかというのは、具体的に立法がなされたときに、当てはめたいと思います。これに当たるんだらうといったことが考え得るわけですから、今、そういうものがございませぬ、それがこれに当たるのか、ないのかということをお断りする話ではない話ではないんだらうと思えます。そういう趣旨の立法を国会の方がおやりになるのかどうかというところがポイントなんですか。

○赤嶺委員 政府は大体で説明をされて、そういう趣旨の法律ができれば枠組みとしてはでき上がっている、こういう話にならうかと思えます。

ただ、私、このアフガン、スーダン爆撃でも、アナン国連事務総長は、当時、加盟国による個別の行動は解決にならないという発言をしています。政府の側は、当時の野中官房長官が、断固たる姿勢は理解できるということで、アメリカの単独行動主義はあり得ないということを外務大臣はおっしゃっていらっしゃいますが、アメリカが自

衛権で行動して、国連総会では非難決議が上がる。国際の平和と安全という場合に、こういう事態とも絡めて今後検討していかなきゃいけないんじゃないかというぐあい懸念を持っているところですね。

次に、恒久法。恒久法もまた国会の話だ、政府の話ではないというように話にしないで答えていただきたいんですが、つまり、去年の日米首脳会談では、世界の中の日米同盟が確認されているわけですね。政府自身が年々防衛大綱を見直し、海外での任務を今後の自衛隊の活動の柱に据えていく、こういうことになって、またでは、恒久法の制定、自衛隊海外派兵の恒久法ということがあるわけですね。

今回の新六条も、恒久法ができて別表に加えられたら、これも対象になっていく、こういう理解でいいんですね。

○川口国務大臣 冒頭で、そのように言わないでほしいというふうにおっしゃられたわけですが、でも、まさにお答えはそれしかございませぬ、恒久法についての議論、これはまさに国会でどのようにそれをなさるかということ、これはまだ全然見えていないわけですから。

その御議論の中で恐らくいろいろな御意見があらくなって、その結果として、それに基いて、ACSAの新六条の系統の枠組みを使った物品、役務の提供ということがあるかどうか、これは全くその後のお話でございまして、今の時点で何とも申し上げることはできない、これはまさに国会の御判断の問題であると思えます。

○赤嶺委員 今の段階でというお話ですから、ちよつと次の質問に進んでいきたいと思えます。

新六条で、今度は「大規模災害への対処」というのが挙げられております。この「大規模災害への対処」というのは具体的にどういうことを指しているんでしょうか。

○海老原政府参考人 これは、地震などの大規模災害に際しましての活動ということでございまして、具体的に申し上げます、自衛隊法第八十三条

に基づく自衛隊のいわゆる災害派遣というふうなものがあるかというところはこれに当たるというふうに思えます。

○赤嶺委員 日本国内での災害に限定されるということではないんでしょうか。

○飯原政府参考人 基本的には国内ということだと思えますが、仮に公海上で災害等、船の衝突ですとか発生すれば、それは国内から若干公海に出ることもあるということでございます。

○赤嶺委員 災害はそういうことだということですね。

それで、今回のACSAの改正は一方で自衛隊法改正ともセットになっているわけですが、その中に、在外邦人輸送の場合にも提供権限を拡大する場合にも提供権限を拡大する、在外邦人輸送の場合にも提供権限を拡大する、在外邦人輸送ですが、それが入った理由は何か。

○飯原政府参考人 御承知のとおり、自衛隊法上、外務大臣の要請によりまして自衛隊が在外邦人の救出をする権限があるわけですが、米軍も同様、在外の米人を救出するようなケースが想定される。そこで、同じ現場におきまして、米軍と自衛隊が同時に存在する場合に、お互いに現場において食料、燃料等の融通をするということがスムーズな在外邦人の救出に有効であるという観点から規定をいたしたものでございます。

○赤嶺委員 この在外邦人の救出に当たって、日米間でこれまで共同訓練をしたとか、そういう共同訓練の中でいろいろなニーズが出てきたとか、こういうことはあるんでしょうか。

○飯原政府参考人 手元に正確な資料がないんですが、基本的に、在外邦人の救出に関して、米軍とそれを目的に訓練をしたということはないというふうなことでございまして。

○赤嶺委員 次に、自衛隊法の改正の中に、訓練、連絡調整その他の日常的な活動を行う米軍にも提供権限を拡大してあります。これが入ったのはどういう理由ですか。

○飯原政府参考人 共同訓練は従来から適用が

あったわけですが、そのほかに、米軍の単独の訓練であるとか、それから自衛隊と米軍、あるいは米軍と米軍の間の日常の連絡業務におきまして、自衛隊の基地に立ち寄ることがあった。ただ、御承知のとおり、その際に、基本的に燃料の補給が多いかと思いますが、これについてニーズがあったにもかかわらず、それは法律の根拠がなかったからできなかったということでございますので、今回、あわせて、自衛隊法上の規定とそれからACSAへの適用、両方、二つ一本にいたしまして現場レベルにおける日常の協力関係を強化していきたいという趣旨でございます。

○赤嶺委員 広がったわけですね。私、これ、有事関連法案といいますが、有事のACSAというような話かと思つたら、平時の、日常の訓練まで広がっている。それが有事関連法案と一緒に出されている。これはどういうことでしょうか。

○飯原政府参考人 まさに有事のためというのは一番究極の場合だと思つておりますが、そのためにも、日常から訓練なり連絡調整の際に協力関係を持つていくことは極めて重要であるというのが実務上の要請であるというふうに考えております。

○赤嶺委員 さつき、燃料の話が出ましたが、それは航空機を想定していると思うんですが、ほかにもありますか。

○飯原政府参考人 ほかにともという御趣旨が、航空機のほかには艦艇もあるかという御趣旨であれば、あると思います。

それから、燃料のほかには水とか食料とか宿泊とかいうのがあるかといえば、もちろん入るということでございます。

○赤嶺委員 私、一度、日出生台の訓練場を視察に行つたことがあります。そのときに、沖縄から訓練の移転がありました実弾砲撃訓練、米軍が日出生台で行つたということで、米軍用の宿舎が新設され、それから洗車場があり、弾薬置き場があり、トイレまでつくられていたんですね。自衛隊の方に伺つたんですが、普通、自衛隊は訓練のときに

トイレを使うかと言えば、いや、あれは米軍用だということお話だつたんですけれども。米軍の司令官は、別に、自分たちは野戦用のテントがあれば十分で、宿舎は要らないというような発言も私は聞いたんですが。

あれは何ですか。あの提供は何ですか。日出生台におけるいろいろな施設の提供は何ですか。

○飯原政府参考人 それは、御承知のとおり、沖縄の基地問題を踏まえましたSACOの中の取り組みの中で、訓練地を沖縄からできるだけ分散するという観点から行つていく訓練でございます。

○赤嶺委員 いや、ですから、自衛隊基地の中に米軍用のいろいろな施設がつくられていたんですが、それはどういう根拠に基づいて米軍に提供されているものなのでしょうか。

○海老原政府参考人 これは、地位協定の二条四項(b)によりまして、日本側のものであつてもこれを期間を区切つて一時的に米軍に使用させるということで、この訓練の期間を限つてということだつたと記憶しておりますが、いずれにしろ、期間を限りまして施設・区域として使用をさせていくということでございます。

○赤嶺委員 いや、ですから、訓練場は自衛隊の実弾訓練場なんですね。それは期間を区切つてというのはいいんですが、その中に米軍用いろいろな施設が建設されているんですね。新しい宿舎、弾薬置き場それから洗車場、いろいろな施設があるものですか、それは何ですかと聞いているんです。

○自見委員長 質疑時間が終了いたしましたので、簡潔に御答弁をお願いします。

○飯原政府参考人 手元に資料はございませんが、基本的には、SACOの合意に基づいて予算措置をとつて施設をつくる、それから、地位協定上の二四(b)に基づいて使用させているということでございます。

○赤嶺委員 私たち、当初、このACSAが出るときに、去年の国会では有事ACSAというぐあいにこらえていたんですが、そこにとどまらない。

平時まで広がり、そして国際の平和及び安全というところまで、どこまでも限りなく広がっていく日米間の協力関係、この危険性を指摘しまして、私の質問を終わります。

○自見委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

通常、当委員会には我が党の東門美津子が所属し、特に基地被害に悩む沖縄の現状という点から、果たして、国民保護という新たな法制をつくるに当たつて、現実に、現状ですら国民は十分保護をされているだろうかということを御提起してきたかと思ひます。

私は、沖縄に次ぐ第二の基地県の神奈川の選出でありまして、きょうは、時間をいただきまして、私の選挙区でもあります神奈川の現状と、そして、そのことがこの間の国民保護法制やあるいはジュネーブの追加議定書の調印と相まってどのように改善されていくだろうか、願わくば少しでも改善されればと思ひますので、そうした観点から御質疑をさせていただきます。

特に、今の赤嶺委員の御質疑の中にもありましたが、武力攻撃事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴う我が国の自衛隊や自治体との関連というところに専ら中心が置かれますが、その他の点についてもお尋ねしたいと思ひます。

私どもの神奈川では、九・一一以降も、横須賀というところに米海軍の母港がございまして、そこにキティホークが常時おり、また、厚木というところにある基地で訓練をいたしました艦載機がその空母キティホークに載つてアフガンへ、イラクへと、攻撃する側にもあるわけでございます。

この厚木基地で訓練されます米軍機並びに自衛隊機の艦載機が記録される件数というのは、一年間で、米軍機だけでも約三万回、そして自衛隊機も二万六千回ということで、非常に多い飛行機がそこで実際に訓練し、また、出撃のために空母に移動していくという地域でもございます。

もともと、アメリカの本国であれば、人口密集地に基地を置くなどということは、当然、住民感情も許しませんし、なされないことでありますが、この厚木基地周辺には百万人の住民が住むという非常に人口密集地で、この点は、沖縄の東門議員が問題にされた普天間等々と似た状況があるかと思ひます。

この厚木基地に、昨年十一月からF18スーパーホーネットという非常に大きなエンジンを搭載した戦闘機が配属されることになりまして、実はこの地域は従来からでも非常に基地騒音に悩んでおり、住民の訴訟も第三次まで起きているという中で、さらにその騒音の著しく増強されるようなF18スーパーホーネットの配属には住民も反対しておりまして、これもアメリカの一片の通告で現実には配置されております。

そこで、政府としても、恐らく二十年ぶりとなるような基地被害の騒音の見直しということに取りかかるといふふうに、昨年十一月、私がこのF18の実際の配属に伴う折にお尋ね申し上げましたときに防衛施設庁の方からお返事をいただきましたが、その進捗状況について、冒頭お伺ひいたします。

○戸田政府参考人 お答え申し上げます。

厚木飛行場の航空機騒音問題でございますけれども、周辺住民の皆様方に多大の御迷惑をおかけしておりますので、同飛行場周辺の騒音軽減は当庁の重要な課題の一つであると認識しているところでございます。

先生、今お尋ねの、厚木飛行場に係ります住宅防音工事の対象区域、第一種区域、七十五Wの区域でございますけれども、ここにきましては、昭和六十一年九月の最終指定告示以降、既に十八年が経過しておりますが、その間、航空機の騒音状況に変化が見られるところでございます。

また、私も、一昨年七月に、飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会の報告をちょうだいしておりますので、ここでは、改めて計画的に全国の飛行場施設の騒音度を調査し、区域

の見直しを図ることが適切な時期が到来している旨の提言をちょうだいしたところでございます。

当庁といたしましては、このような状況を受けまして、厚木飛行場におきましては、平成十五年度に、同飛行場における騒音状況を把握するため、騒音調査を実施したところでございます。その際、新たに配備されましたスーパーホーネットの騒音状況についてもあわせ調査したところでございます。

先生、騒音コンター作成の進捗状況についてのお尋ねでございましたけれども、現在、終了しました調査のデータ整理を行っているところでございます。できるだけ早期にまとめたいたと考えてございまして、この調査結果を踏まえまして所要の措置を講じてまいりたいと思っておりますところでございます。

○阿部委員 所要の措置が例えば防音の工事とかそういうことに限定されるのであれば、住民としてもこれは極めて不本意なですね。

そこで、川口大臣にお伺いいたしますが、同じようにF18スーパーホーネットの配属を百二十機行おうとしたアメリカのノースカロライナで、これは環境団体と自治体有余にも環境破壊、騒音がひどくなるのというところで訴訟を起こしまして、実際に仮処分で工事が中断されるということが起きておりますが、大臣は御存じでしょうか。

大臣が御存じか、お願いいたします。

○海老原政府参考人 私から事実関係をお話し申し上げまして、その後、大臣に御答弁いただきましたと思います。

これは、米海軍が十個飛行隊以上の部隊を米本土の東海岸に配備する計画の一端といたしまして、ノースカロライナ州プリマス郊外におきまして訓練場の飛行場を建設する計画というものを有しております。これに對しまして、本年四月に、ノースカロライナ州の連邦地裁において暫定的な差し止め判決が出たということでございます。この判決は、当面の計画の進行を差し止めるという暫定的なものでございまして、本件計画に関する

最終的な法的結論を下すものではございません。

また、我々の承知しておりますところでは、計画地の近くの野生動物保護区に水鳥が約十萬羽越冬することなどが特に自然環境に与える影響という観点から問題となっているというふうに承知をいたしております。

○阿部委員 水鳥以上に人間は問題なのですね。もちろん水鳥も問題です、環境破壊ですから。沖縄のジュゴンでもそうですが、しかし、その下で現実には暮らす人間は、例えば電話機をとつても、上をホーネットが飛ぶと聞こえませんか。窓もビリビリビリという物すごい騒音です。ぜひ、外務省の現状認識が水鳥に及ぶのであれば、人間にも及んでいただきたいと思ひます。

済みません。今度は川口大臣にお願いいたします。大臣は、このようなスーパーホーネットの配属が一方的な通告で行われているような日米の現状ということはお存じでしょうか。

○川口国務大臣 スーパーホーネットの騒音ということが深刻なものであるということについては、私も十分に認識をいたしております。

今回の、昨年のすけれども、配備の決定、これにつきましては、米国側に対して、周辺住民にできるだけの配慮をする、そして、厚木の飛行場における騒音の規制の措置を遵守するよう改めて申し入れております。

これに關しまして、米側からは、改めてできる限り周辺の住民に配慮をするということをやつていまして、住民に配慮をし、厚木飛行場の騒音規制措置については引き続きこれを守つていくという答えを得ております。

○阿部委員 引き続き守られた現状が今のようであれば、申しわけないけれども、それはもう……。石破長官にお願いがあるのですが、ここは自衛隊と米軍が両方使用しているところなのですね。これまで防衛庁長官はどなたも現地に赴いてくださっていないわけですね。沖縄の普天間の基地にはせんだつてラムズフェルドがお訪ねになつて、こういう人口密集地に基地があるのか、ひどいと

いうこともおつしやつたやに聞いておりますが、ぜひ石破長官に私どもの厚木にお越しいただきまして音を聞いていただきたい。たまたま長官が来られたら静かかもしれないが、それでも、そうしたら毎回来ていただければいいのですから、ぜひ一度お運びいただきたいですが、住民挙げてお待ちしております。

○石破国務大臣 それは、御党の今川議員から平成十四年十月に同じような御質問をいただきました。そのときに、参るといふことを申しましたが、参れませんが、今こちらにもいらつしやいます。当時の副長官でありました赤城議員に行つていただいたという経緯がございまして。

これは、私、以前、大臣になる前ですが、嘉手納に行つたことがあります。国会議員が来ると飛行機が飛ばないとかいうような話でございまして、行つたつて結局わからないということがございまして。結局、私も何度かチャレンジはしてみたのですが、行く日とナイト・ランディング・プラクティス（練習）が重なると、これはわからない。あるいは、スーパーホーネットが飛ばないということになりますと、これはいかぬと思つております。

いずれにしても、私も以前、今川議員にもお約束をしたことでもございまして、何とか国会の御審議のスケジュール等を勘案しながら、これはやはり一度、体感と言つていい方がおかしいのかもしれません。政府の責任者の一人として現地の住民の方々のそういうようなお気持ちにこたえる責務はあらうと思つております。

○阿部委員 実は、この訴訟、第三次訴訟も国は控訴なさいます。高裁で争われております。やはり国民保護というのをうたう限りは、現状で国民がどのような状況に置かれていたかということとをきつちり政府の側が体感していただきたい。そしてあわせて、川口外務大臣にお尋ねですが、実は、ここはさつき申しましたように自衛隊と米軍が両方使つておりました。例えば今回のような有事が想定されました場合に、当然、逆に攻撃の対象ということにもなりかねない。もちろん想定

でもありません。

そこで、先回、四月二十二日、私どもの東門美津子がお尋ねしたのですが、今般協定されるジュネーブの議定書Iの五十八条の項目の中に、これは通告していませんでござんない、ちよつと読みますが、「攻撃の影響に対する予防措置」という一項がございまして、予防措置ということからいへば、こんな百万人が住むところの真ん中に基地を置いておくといふことはいかにも無防備といふふうに考えられるわけですね。

逢沢副大臣は、この五十八条の(a)と(b)に該当しないからと、(a)と(b)を読むと長くなりますのでちよつと抜かせていただいて、という御答弁でしたが、例えば(c)の項目に、「個々の文民及び民用物を軍事行動から生ずる危険から保護するため、その他の必要な予防措置を講ずること」とございまして。この際、ジュネーブの議定書Iに加入して、その中にある、当然ながらそこに基地があり、百万人がいたら、とてもとても避難計画もままなりません。

この議定書の締結とあわせて、こういう人口密集地に基地を置くということについて、川口大臣としてのお考えをお教えいただきたいし、できれば前向きに、基地はやはりないのが一番ですけれども、それでも暫定的にというのであれば、もう少し現実に密集地でないところに移していただくような、これは防衛庁長官にも関係するのですが、まず、ジュネーブの議定書との関係で川口大臣にお伺いします。

○川口国務大臣 この五十八条について、前に東門議員とお話をさせていただいたことを覚えておりますけれども、この五十八条は、まさに、「紛争当事者は」ということを書いておまして、平時にということではなくて有事にということ、有事でなければ紛争当事者になりません。「紛争当事者は」ということでございまして。そして、その次に書いてございまして、「実行可能な最大限度まで」と要するに、できる限り、紛争が武力攻撃事態になつた後、できる限り次

のことを行つて下さいということが書いてございまして、その一つが、おっしゃった(c)ですけれども、「軍事行動から生ずる危険から保護するため、その他の必要な予防措置をとること。」ということとございまして、これは、ジュネーブ議定書との関係から申しますと、今の時点で基地をできるだけどこかに移して下さいということではないというのを申し上げさせていただきたいと思ひます。

○阿部委員 まあ、そういう答弁もあり得るでしょうね。しかし、それではやはり国民は保護されないわけですから。急に紛争になるわけですから。そして、そのときに、そこに基地があつて、百万人いるわけです。

では、井上大臣にお伺ひいたしますが、自治体の方と百万人の避難計画について緻密に話し合われたことがあるでしょうか。私は、百万人も瞬時に逃すのは無理だと思ひます。いかがでしょうか。ごめんなさい。これは予告してないので、何のことも聞かれたか……。

○井上国務大臣 具体的に避難をする場合にどうするかという御質問だと思うのでありますけれども、それぞれの具体的な状況に応じて、これは都道府県知事が判断をいたしまして避難を指示するわけでございまして、私、厚木の場合はよくわかりませんが、そういう状況の中で最善と思われる避難を指示するんだらう、こんなふうに思ひます。

○阿部委員 これもまた全く国民は安心できないわけですから。もう既にそこに基地があるのは既定の事実で、わかつていて、百万人、本当に住んでいます。辺野古も普天間もそうですが、人口密集地であれば、どのような態度をとるのか、日ごろからそれなりの計画があつてしかるべきだと思います。

川口大臣にもう一つお願いいたします。

実は、厚木で基地があると同時に、横須賀にはアメリカの空母が寄港しております。現在、キティホークがおりますが、これが二〇〇八年に

退役する後、アメリカからの空母について原子力空母ではなくしてほしい、原子力空母の寄港は住民として望まないという要求が沢田市長から上がつていっていると思ひます。

川口大臣として、この原子力空母、実はアメリカは今、十三隻、空母を持っておりますが、ほとんどが今原子力空母でございまして、原子力以外のものは、キティホークを入れて三隻しかございせん。日本としてどういう態度をアメリカ側に申し入れるのか、この件についてお願いいたします。

○川口国務大臣 沢田市長からの御要望は承つております。

キティホークの退役後でございますけれども、これについて米政府といたしまして何かの決定を行つたということはまだ承知をしていないわけでございます。

いずれにいたしましても、今後の米艦船の我が国への展開、これに関する米政府のいかなる決定につきましても、我が国政府との緊密な協力のもとで行われることになつていっているふうに、米側との間でこれは確認をされております。

○阿部委員 最後の質問になりますが、何でも後々では遅いのです。言われてからやるのでは遅いのです。日本側の姿勢もきつちり示すべきです。例えば、現在、原子力空母の寄港については二十四時間前に地方自治体に通知がなされる。これは原子力潜水艦もそうですし、あるいは生じた事故についてもそうです。

今回で上がる有事法制の、国民保護法制の枠の中で、この二十四時間通知問題はどのように規定されておりますでしょうか。これが最後の質問です。

○海老原政府参考人 このいわゆる二十四時間前の事前通報でございすけれども、これは、昭和三十一年八月二十四日、外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明におきまして、「合衆国海軍は、通常、受入国政府の当局に対し、少なくとも二十四時間前に、その原

子力軍艦の到着予定時刻及び泊又は投錨の予定位置につき通報する。」とされております。

したがしまして、米側は、米原子力軍艦の本邦寄港に際しましては、武力攻撃事態等におきましてこの声明に従つて行動する政策をとつていふというふうに理解をいたしております。

○自見委員長 阿部君、申し合わせの質疑時間が終わりました。簡潔にお願いいたします。

○阿部委員 今の御答弁、「通常」ということを使われましたけれども、有事というのは「通常」ということで判断できるのかどうかということも残ると思ひます。現実に、国民が真に保護される体系に向けてさらなる審議をお願いして、質問を終わらせていただきます。

○自見委員長 次回は、明十三日木曜日午前十時十五分理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時六分散會

平成十六年五月二十六日印刷

平成十六年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P